

平成31年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成31年 3 月 5 日 午前10時00分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	2 番 山内 豊 3 番 植村 圭司
日程第 2	審議期間の決定	16日間 決定
日程第 3	諸般の報告	議長 報告
日程第 4	施政方針の説明	市長 説明
日程第 5	議案第 2 号	石田町幼保連携型認定こども園新築工事 (建築主体工事) 請負契約の変更について
日程第 6	議案第 3 号	壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定について
日程第 7	議案第 4 号	壱岐市行政組織条例の一部改正について
日程第 8	議案第 5 号	壱岐市犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第 9	議案第 6 号	壱岐市債権管理条例の制定について
日程第10	議案第 7 号	壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める 条例の一部改正について
日程第11	議案第 8 号	壱岐市税条例等の一部改正について
日程第12	議案第 9 号	壱岐市立図書館条例の制定について
日程第13	議案第10号	壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の 一部改正について
日程第14	議案第11号	壱岐市立幼保連携型認定こども園条例の制 定について
日程第15	議案第12号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部改正 について
日程第16	議案第13号	壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一 部改正について
日程第17	議案第14号	公の施設の指定管理者の指定について (青嶋公園)
日程第18	議案第15号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市地域福祉活動拠点施設)
日程第19	議案第16号	公の施設の指定管理者の指定について (へい死獣畜一時保管処理施設)

日程第20	議案第17号	公の施設の指定管理者の指定について (イルカパーク)	企画振興部長 説明
日程第21	議案第18号	公の施設の指定管理者の指定について (勝本総合運動公園)	建設部長 説明
日程第22	議案第19号	友好都市の提携について	企画振興部長 説明
日程第23	議案第20号	新市建設計画の一部変更について	企画振興部長 説明
日程第24	議案第21号	過疎地域自立促進計画(変更)の策定について	企画振興部長 説明
日程第25	議案第22号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	農林水産部長 説明
日程第26	議案第23号	平成30年度壱岐市一般会計補正予算(第7号)	財政課長 説明
日程第27	議案第24号	平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	保健環境部長 説明
日程第28	議案第25号	平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	保健環境部長 説明
日程第29	議案第26号	平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	保健環境部長 説明
日程第30	議案第27号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	建設部長 説明
日程第31	議案第28号	平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算(第2号)	建設部長 説明
日程第32	議案第29号	平成31年度壱岐市一般会計予算	財政課長 説明
日程第33	議案第30号	平成31年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第34	議案第31号	平成31年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第35	議案第32号	平成31年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第36	議案第33号	平成31年度壱岐市下水道事業特別会計予算	建設部長 説明
日程第37	議案第34号	平成31年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務部長 説明
日程第38	議案第35号	平成31年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	農林水産部長 説明
日程第39	議案第36号	平成31年度壱岐市水道事業会計予算	建設部長 説明

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員（15名）

1 番	山川 忠久君	2 番	山内 豊君
3 番	植村 圭司君	4 番	清水 修君
5 番	赤木 貴尚君	6 番	土谷 勇二君
7 番	久保田恒憲君	9 番	音嶋 正吾君
10 番	町田 正一君	11 番	鵜瀬 和博君
12 番	中田 恭一君	13 番	市山 繁君
14 番	牧永 護君	15 番	豊坂 敏文君
16 番	小金丸益明君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	原田憲一郎君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	永田秀次郎君
農林水産部長	井戸川由明君	教育次長	堀江 敬治君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	平田恵利子君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。長崎新聞社ほか1名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は１５名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成３１年壱岐市議会定例会３月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（小金丸益明君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

３月会議の会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、２番、山内豊議員、３番、植村圭司議員を指名いたします。

日程第２．審議期間の決定

○議長（小金丸益明君） 日程第２、審議期間の決定についてを議題といたします。

３月会議の審議期間につきましては、去る３月１日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。町田議会運営委員長。

〔議会運営委員長（町田 正一君） 登壇〕

○議会運営委員長（町田 正一君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成３１年壱岐市議会定例会３月会議の議事運営について協議のため、去る３月１日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、タブレットに配信しておりますが、本日から３月２０日までの１６日間と申し合わせをいたしました。

本定例会３月会議に提案されます案件は、条例の制定５件、条例の一部改正６件、平成３０年度補正予算関係６件、平成３１年度予算関係８件、その他１０件の合計３５件となっております。

また、陳情２件を受理しておりますが、タブレットに配信のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の施政方針の説明を受け、その後、議案第２号石田町幼保連携型認定こども園新築工事（建築主体工事）請負契約の変更については委員会付託を省略し、本日、審査をお願いいたします。

その後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

３月６日は休会としておりますが、議案に対する質疑並びに予算に関する発言の通告をされる方は、３月６日の正午までに通告書の提出をお願いします。

３月７日は、議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち、議案第２３号平成３０年度壱岐市一般会計補正予算（第７号）及び議案第２９号平成３１年度壱岐市一般会計予算の２件につきましては、議長を除く議員全員で構成

する予算特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたので、よろしくお願いします。

また、予算について質疑される場合においても、予算特別委員長宛てに質疑の通告をされるよう、あわせてお願いいたします。

3月8日、11日、12日の3日間を一般質問日としております。

3月13日と14日の2日間、各常任委員会を開催し、15日、18日の2日間を予算特別委員会を開催するようにいたしております。

なお、14日は中学校卒業式のため、午後1時30分開会としております。

3月19日は、議事整理日として休会し、3月20日は幼稚園卒園式のため、午後1時30分から本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議・採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会の審議期間中に追加議案10件が提出される予定であります。

以上が、平成31年壱岐市議会定例会3月会議の審議期間日程案であります。

円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（町田 正一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） お諮りします。3月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月20日までの16日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、3月会議の審議期間は、本日から3月20日までの16日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（小金丸益明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

平成31年壱岐市議会定例会3月会議に提出され、受理した議案等は35件であります。

次に、監査委員より例月出納検査及び定期監査（後期）の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る12月22日、長崎市において開催された長崎県市議会議長会臨時総会に出席いたしました。

会議では、長崎県市議会議長会補助金等支出基準について協議を行ったところであります。

次に、1月31日、長崎市において開催された長崎県離島振興市町村議会議長会正副会長会に

出席をいたしました。

会議では、２月に東京都で開催された全国離島振興市町村議会議長会平成３０年度第２回総会及び長崎県離島振興市町村議会議長会定期総会に提出する報告事項、議案等の打ち合わせ、協議を行ったところであります。

次に、２月７日、東京都におきまして開催された全国離島振興市町村議会議長会理事会及び平成３０年度第２回総会に出席をいたしました。

理事会では、第２回総会への提出議案等の協議を行い、総会では、平成３０年７月１日から１２月３１日までの会務報告、平成３１年度事業計画及び収支予算が原案どおり承認されたところであります。

引き続き、離島振興に関する研修会が行われ、離島航路に関する制度の概要について、国土交通省海事局内航課仲村離島航路経営改善対策官より、平成３１年度離島振興対策予算案について、国土交通省国土政策局佐藤離島振興課長より、それぞれ説明が行われました。

終了後、長崎県離島振興市町村議会議長会第３９回定期総会が行われ、平成３０年８月２１日から平成３１年２月６日までの会務報告と平成３１年度事業計画及び歳入歳出予算が原案どおり可決されました。

次に、２月１９日、東京都におきまして開催されました全国市議会議長会第１６４回建設運輸委員会に出席いたしました。

会議に入る前に、平成３１年度国土交通省予算の概要等について、国土交通省大臣官房市川会計課長より説明がなされました。

会議では、平成３０年度本委員会の要望結果の概要説明及び次年度委員会への申し送り事項、今後の運営について協議を行い、全て承認されました。

また、立教大学観光学部梅川特認教授により、「観光地域づくりの現状と課題～観光地経営とイノベーション（日本版DMO）について」と題し、特別講演が行われました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わります。

次に、平成３０年１２月２７日、長崎市において開催された長崎県病院企業団議会平成３０年第２回定例会及び平成３１年１月１８日開催の長崎県病院企業団設立１０周年記念事業に、市山繁議員と赤木貴尚議員が出席されております。

次に、平成３１年２月１９日、長崎市において開催された長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会に、清水修議員が出席をされております。

詳しい資料につきましては、事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

次に、２月１２日及び１３日には、平戸市において、壱岐市自治基本条例の制定に伴い、新し

いコミュニティ（地域運営組織）の推進について視察を行いました。

地域運営組織設立までの取り組み、及び実際に活動をされてある「志々伎まちづくり運営協議会」の皆様より活動状況等について御教示を受けたところであります。市と議会と一丸となって取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

次に、去る２月１３日及び１４日に開催いたしました議会報告会につきましては、御出席をいただきありがとうございました。昨年に引き続き、委員会ごとに開催いたしましたが、市民皆様の参加が少ないようでした。

今回の結果を踏まえて、市民に開かれたよりよい議会報告会にするため、開催方法等を検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、参加者皆様からいただきました貴重な御意見、御要望につきましては、ホームページ及び議会だよりにて、後日報告いたします。

行政視察の受け入れであります。１月２２日に愛媛県西予市議会６名、２月６日、東京都立川市議会６名の議員の方々が、観光及び口腔ケア事業についての視察にお見えになられました。議会においても、積極的に行政視察を受け入れておるところでございます。

今定例会３月会議において、議案等説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承をお願いします。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第４．施政方針の説明

○議長（小金丸益明君） 日程第４、施政方針の説明を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。平成３１年度施政方針を申し上げます。

本日ここに、平成３１年壱岐市議会定例会３月会議の開催にあたり、市政運営について所信の一端を述べますとともに、平成３１年度当初予算案、また前会議以降本日までの市政の重要事項等について、その概要を申し上げ、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、平成２０年４月１８日市長就任以来、議員各位並びに市民皆様の多大な御理解、御協力を賜り、壱岐市の振興・発展のために全力で市政運営に取り組んでまいりました。

ことは、３期目の実質的な最終年を迎えておりますが、一昨年４月に施行されました有人国境離島法を後ろ盾とする各種施策、関係省庁が一体となって強力に推し進めるＳＤＧｓ未来都市・自治体モデル事業に係る施策、昨年１２月に可決、施行されました自治基本条例に基づく市民協働事業など、人口減少や高齢化をはじめとする本市が抱える諸課題に対し、持続可能な地域

社会を目指し、将来を見据えた各種事業に鋭意取り組んでいるところであります。改めてその職責の重さを痛感するとともに、本市のさらなる飛躍に向けて、全力で邁進する決意に満ちております。

平成29年4月から施行されました有人国境離島法は、間もなく2年が経過しようとしております。本法律の施策の重要な柱の一つである雇用機会拡充事業については、2年間で創業8件、事業拡大50件の交付決定を受け、雇用創出数145人の実績見込み数となっております。

航路航空路運賃の低廉化につきましては、昨年4月から12月までの利用者数が全体で62万8,674人、そのうち割引運賃の適用者は22万7,985人で、全体利用者数に占める割合は36.3%となっております。全体利用者のうち、壱岐―博多間のフェリー、ジェットフォイルの利用者が対前年度2.7%増、壱岐―長崎間の航空機利用者が1.4%増となっており、市民皆様の経済的負担緩和と利便性の向上につながっているものと捉えております。

また、国境離島島民割引カードの発行につきましては、1月末現在、1万7,392人の方が申請されております。免許証等での確認による運賃低廉化の適用は、本年3月末までとなっており、4月以降は、必ず国境離島島民割引カードの提示が必要となります。このことについては、回覧、広報紙、告知放送、壱岐市ケーブルテレビで周知しておりますけれども、市民皆様には早めのカード作成について御理解、御協力をお願い申し上げます。

以前から長崎県知事に要望しておりました「第153回九州地方知事会議」及び「第35回九州地域戦略会議」が6月4日から5日にかけて、本市で開催されます。

九州・山口9県の知事及び九州の経済団体の代表者を初め、約150名の皆様が来島されます。これは離島初の開催であり、本市のPRにつながる絶好の機会と捉え、おもてなしの心を持って対応してまいります。

本年度の**壱岐市長特別表彰**につきましては、第34回全国小学校陸上競技交流大会の男子400メートルリレーの壱岐ジュニアランナース、同大会女子走り高跳びの松本陽鞠さん、第49回ジュニアオリンピック陸上競技大会女子800メートルの野村夏希さん、女子走り幅跳びの長岡幸奈さんを表彰いたしました。受賞された皆様に心からお喜び申し上げますとともに、今後のさらなる御活躍を期待いたします。

次に、社会資本整備総合交付金を活用した**船舶リプレイス事業**により、印通寺―唐津航路に就航している「フェリーあずさ」が更新され、本年4月1日から「ダイヤモンドいき」が就航予定となっております。唐津―印通寺航路の充実により、さらなる交流人口の拡大に寄与するものと期待をいたしております。

本市における公共交通機関を、より便利で持続可能なものにすることを目的とした**壱岐市地域公共交通再編実施計画**につきましては、地域の特性や利用者ニーズに応じたコミュニティ交通の

導入等、自治公民館や公共交通関係事業者、各関係団体との協議を重ね、本年３月までに策定することとしており、市民皆様の生活に密着した公共交通体系の構築に取り組んでまいります。

福島県檜葉町へ、東日本大震災の復興応援のため、平成２４年度から３年間技術職員を派遣いたしました。これを契機に平成２６年から、檜葉町の小学生が修学旅行で壱岐市を訪れ、壱岐市からは渡良小学校の児童が檜葉町を訪れております。子供たちが交流を深め、互いの伝統や歴史、文化、環境などを幅広く学習する素晴らしい機会となっております。

平成２８年９月４日の「防災・教育・経済友好交流」パートナーシップ宣言を踏まえて、今後さらに両市町の友好の絆を深めるため、友好都市の提携を図りたいと考え、今回、議案を提出しております。

さて、総合計画はすべての計画の基本であり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画として、本市が今後も取り組もうとする「まちづくり」の方向性を示すものです。

現在、平成２７年度から平成３１年度までの５年間の第２次壱岐市総合計画に基づき、総合的かつ計画的に各種施策に取り組んでいるところであります。

今回策定する「第３次壱岐市総合計画」では、「壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、あわせて、昨年選定を受けました「ＳＤＧｓ未来都市・自治体モデル事業」の「誰一人取り残さない」という基本理念を含めた計画を予定をいたしております。

今後５年間の具体的な政策・事業を示す計画として策定することから、人口減少と超高齢化社会の到来、社会・経済情勢の大きな変化に伴う、市民ニーズに対応した計画の取組が重要であります。

本市が進むべき将来ビジョンを明らかにし、そのビジョンを達成すべく、現在、壱岐市総合計画審議会に諮問しております。さまざまな分野の関係者による幅広い御意見をもとに、骨子案の調整を行っているところであります。

ＳＤＧｓの推進については、昨年８月末に策定した「壱岐市ＳＤＧｓ未来都市計画書」に基づき、経済・社会・環境の三側面を統合的に取り組み、各種事業を展開しているところであります。

平成３１年度の主な事業といたしましては、アスパラハウス栽培でのスマート化の実証実験を行うため、土壌管理センサーを活用したデータ収集、分析作業等を実施し、生産性の向上と労働負荷の効率化につなげる取組を行ってまいります。

また、ＳＤＧｓの島内周知を図るため、市民参加型のイベントや島内中学生への環境啓発プログラムを実施するなど、幅広くＳＤＧｓの浸透を図ってまいります。

地域が抱える課題への対応や市民皆様が主体となったまちづくりを進めるため、市民・市議会・行政等の責任と役割分担を明確にし、本市における自治の基本原則及び市政運営に関する基本的事項を定めた「壱岐市自治基本条例」の具現化のため、コミュニティ活動を推進する新たな

組織に関し、必要な事項を定めた「壱岐市まちづくり協議会設置条例」の議案を提出し、所要の予算を計上しております。

市民皆様が主体となる協働まちづくりを実現するため、より一層の取組を進めてまいります。

松永安左エ門記念館については、昭和46年の開館以来、壱岐市が生んだ偉人である松永翁の功績を讃え、後世に伝える役割を担ってまいりましたが、今後の管理運営のあり方などについて再度検討する必要があると考え、松永安左エ門記念館運営検討委員会を設置いたしました。

本委員会の委員には6名の皆様に御就任いただき、これまで2回の会議が開催され、松永記念館の将来的なあるべき姿について総合的な協議がなされており、本年度内に委員会からの提言書をまとめていただく予定であります。

次に、**行政組織の再編**について申し上げます。

平成30年度は、SDGs未来都市の選定及び自治基本条例の制定等、本市にとって新たな取組の基礎を構築することができた、まさに壱岐市の将来を見据えた変革の年であったと考えております。

今後は、SDGs未来都市構想を中心に、新エネルギーやテレワーク等の本市の未来づくりに関すること、地域の主体的な取組を推進するまちづくり協議会に関すること等の施策を着実に推進するため、本年4月1日から、SDGs未来課を新たに設置することといたしました。本施策は、全庁的かつ横断的な取組が必要であることから、総務部に配置することといたしております。

また、現在の企画振興部観光商工課をそれぞれの各事業の取組強化を図るため、観光課と商工振興課に分け、これまで地域振興推進課で担当してきた国際交流インバウンドの推進及びウルトラマラソンについて、既に1,000人を超える外国人の方々が来島されるなど、国内観光客との一体的な対応が必要であること、ウルトラマラソンにつきましても、本市の秋のイベントとしてしっかり定着し、今後は、観光と絡めた取組を推進し、さらに発展させる必要があることから、これらをはじめとする各事業を観光課で担当することとし、地域振興推進課については、廃止することといたしました。

将来の壱岐市を見据えたこれらの施策について、新たな組織が中心となり、全庁横断的な取組を進め、成果を上げてまいりたいと考えております。

壱岐市ケーブルテレビ施設の指定管理者については、引き継ぎに日数を要しており、市民サービスに影響が出ないことを最優先にし、当初予定しておりました平成31年4月1日の指定管理者の移行について、指定期間を延長する方向で協議を進めております。

これまで、市民皆様には、サービスに影響が出てくるのではないかと、大変御心配をおかけいたしましたことを、心からおわびを申し上げます。

この件につきましては、3月9日からの壱岐市ケーブルテレビの「ようこそ市長室へ」の番組

において、改めて市民の皆様にお知らせをいたします。

今後も移行手続きにあたっては、これまでのサービスを継続し、市民皆様に影響が出ないように進めてまいります。

次に、**産業振興で活力あふれるまちづくり**についてでございます。

まず、**農業の振興**につきましては、沓崎市農業の持続的発展と活力ある農村の構築を目指し、各種施策を講じているところであります。これから、農業の担い手不足にどう対応していくかが最重要課題であり、将来において持続可能な農業振興を図るため、これまでの各種施策を継続するとともに、農業生産基盤の整備を促し、集落営農組織を育成することにより、農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができる環境づくりを進め、農協等関係機関と連携しながら、農業生産額の向上に努めてまいります。

現在、集落や地域が抱える人と農地の問題を解決するため「人・農地プラン」を策定し、地域農業の担い手となる新規就農者や認定農業者、集落営農組織、異業種参入等多様な担い手確保対策を推進しております。

認定農業者につきましては、現在291経営体を認定しており、法人経営体が42経営体、また、集落営農法人が29組織と本市農業の柱となっております。これらの担い手を中心として、農地の利用集積や農業経営の規模拡大など、今後も引き続き経営安定に向けた育成・支援を行ってまいります。

また、米政策改革の定着に向け、食料自給率と自給力の向上に資するため、米、麦、大豆等の重要な農産物を対象とした農業者に対する経営所得安定対策は、昨年度とほぼ制度に変更はなく、生産現場への影響はないものと考えております。

一方、米に代わる作物の振興が課題となっている中で高収益品目のかぼちゃ、ブロッコリー、加工用業務用野菜の作付面積及び収量の拡大を図り、農業者の所得向上につなげてまいります。

複合部門の重要な作物である野菜、花卉、果樹等は、高生産性・高収益が望める作物であります。今後も、補助事業等を活用して施設整備への支援を講じてまいります。

特にアスパラガスにつきましては、平成30年度の栽培面積は、前年比0.5ヘクタール減少の13.9ヘクタールでありましたが、反収は3.2%増の2,489キログラムと12年連続県下トップの成績を維持しており、今後も、面積の拡大と反収3トンを目標とし、揺るぎない産地形成を図ってまいります。

本市の肉用牛振興につきましては、沓崎市肉用牛改良対策会議の改良方針に基づき、優良系統牛の維持に対する支援を継続してまいります。

本年2月の子牛初市では、前回比93.4%となっており、今回値下がりはいましたが、去勢・雌の平均で79万2,000円台と、依然高値が続いている状況です。

平成31年2月末現在における繁殖雌牛の飼養頭数は、昨年度末に比べ飼養農家が22戸減少したにもかかわらず、173頭増えており、6,000頭を超えている状況です。これは、壱岐市農協が継続的に取り組まれている「チャレンジ7000事業」を始め、関係機関の各種増頭対策等によるものと考えており、今後も引き続き、生産基盤の強化、増頭対策に取り組んでまいります。

農地整備は、各種営農施策を展開する中で重要な基盤であり、高付加価値作物の栽培、農業コストの縮減は、持続可能な農業の根幹となるものです。現在、壱岐島内の圃場整備率は61%ですが、昭和初期に小区画で整備され、農業用施設の老朽化が著しい地区が点在しております。

これらの小区画の農地について、平成31年度から農地中間管理機構への農地の集積を前提とした新たな基盤整備事業が始まり、県内で採択第1号として郷ノ浦町木田地区において、整備面積23.3ヘクタールに取り組むこととしております。これにより、現在の大型農業機械を活用した高収益作物の展開と同時に、担い手の育成を並行して行っておりまいります。

平成29年に発生した農地・農業用施設等災害復旧工事については、平成31年2月末現在、国庫補助金交付決定箇所526地区中241地区で約46%の発注率となっております。

なお、これまで受注業者において、技術者、建設資材等の不足により受注できない状況となっております未発注分については、発注計画の見直しについて国、県と協議を行い、繰越しの手続を行っているところであり、今後、国の繰越承認をいただき、随時発注を行ってまいります。

また、平成30年災の災害復旧工事についても、平成29年災の発注計画の見直しの影響により、平成31年度以降の発注となりますが、いずれも、早期の発注に鋭意努めてまいります。

関係農家の皆様には、本年の作付け等に影響が生じ、大変御迷惑をおかけいたしますけれども、御理解と御協力を賜りますようお願いをいたします。

本市の水産業を取り巻く環境は、漁獲の減少、魚価の低迷、生産コストの高止まり、漁業者の高齢化並びに後継者不足など、依然として厳しい状況が続いております。

平成30年4月から平成31年1月までの市全体の漁獲量及び漁獲高を前年と比較いたしますと、漁獲量は6.8%減の2,229トン、漁獲高は1.6%減の21億8,100万円となっており、資源の減少や漁場環境の悪化等による全国的なスルメイカの不漁やクロマグロの資源回復のための漁獲抑制、台風などの天候不良、さらには燃油価格の上昇、磯焼けによる藻場の消失など、漁家及び漁協の経営に深刻な影響を与えております。

このような中、漁業用燃油については、国の漁業経営セーフティーネット構築事業での急騰対策補填が今年2月に発動していることと、市内漁協の漁業用燃油単価が高騰していることから、高騰に伴う市独自の支援策として、昨年度に引き続き、漁家経営の安定と水産物の安定供給を維

持及び確保するため、漁業用燃油１リットル当たり１０円を補助することとし、所要の予算を計上いたしております。

また、本市周辺海域の磯焼けが非常に進んでおり、藻場が消失し、深刻な状況にあることから、磯焼けの原因の一つである植食性魚類イスズミの駆除を行い、藻場の回復を図ることを目的として、イスズミの捕獲に対し、１尾当たり１５０円から２００円を補助することとし、所要の予算を計上しております。

あわせまして、水産資源改善・藻場回復、栽培漁業を推進することを目的として、地域おこし協力隊１名を募集することとしており、所要の予算を計上いたしております。

水産業の振興を図るため、市単独事業として、意欲ある担い手育成支援事業の認定漁業者制度並びに漁業後継者対策事業、漁業近代化資金等制度資金の利子補給、漁獲共済・漁船保険掛金の助成、また、漁船漁業の機器設備の充実を図るため、漁船近代化機器導入への助成、さらに、密漁による被害を防止するための監視活動に対する助成など、引き続き実施をしております。

国・県の事業といたしましては、離島輸送コスト支援事業、離島漁業再生支援交付金を始め、特定有人国境離島漁村支援交付金、漁業就業者確保育成総合対策事業に取り組んでおります。

今後もこれらの制度を積極的に活用いただき、漁業・漁村の活性化を図ってまいります。

栽培漁業につきましては、「壱岐栽培センター」を活用し、アワビ３１万個、アカウニ２８万個、カサゴ１８万尾の種苗の生産・放流を計画いたしております。限られた資源を持続的に利用し、漁業者の所得の安定、向上を図るため、効率的な種苗の生産・放流を行い、水産資源の維持・回復に取り組めます。

漁港整備につきましては、補助事業により、渡良漁港物揚場のかさ上げ、用地舗装、諸津漁港岸壁・物揚場に簡易浮棧橋の設置、八幡浦漁港物揚場に簡易浮棧橋の設置を計画いたしております。

また、今後、漁港施設の老朽化による改修が必要となることから、各施設の調査検討を行い、機能保全計画の策定を進めてきたところであり、計画に基づき、本年度渡良漁港（麦谷、神田地区）防波堤、大久保漁港、八幡浦漁港臨港道路の機能保全対策工事を予定しております。

平成３０年の本市への観光客数を推測する上で重要な指標である九州郵船とＯＲＣの乗降客数は７４万７，３５５人で、対前年比１０２．５％となっております。これは、平成２９年４月に施行された有人国境離島法による滞在型観光促進の取組や、ＪＲ西日本とのタイアップによる「新幹線で壱岐にいきいたい！」キャンペーン等の事業展開の成果であると捉えております。

一支国博物館については、本年度の入館者数が１月末現在で８万３，４５５人、対前年比９６％となっておりますけれども、本年中に入館者数１００万人を達成する見込みとなっております。

また、来年3月14日には開館から満10年を迎えるため、この節目に10周年記念事業を計画しております。4月からは新指定管理者となりますが、しま全体の情報発信の拠点施設として今後も有効活用してまいります。

FDA（フジドリームエアラインズ）では、大型観光バス2台分に相当する座席数76から84席という、所有する機体のサイズを生かして、チャーター便事業を展開されておりますけれども、このチャーター便を活用して、壱岐・対馬の旅行商品が造成され、3月に6本、5月に4本が催行される予定となっております。名古屋空港、信州まつもと空港、岡山空港、広島空港発で対馬空港着、船を利用して壱岐へ来島いただき、壱岐では1泊または2泊していただける行程となっております。

さまざまな旅行形態がある中で、近くの空港から直接、目的地に到着できる利便性は高く評価されておまして、チャーター便という特別感なども高評価につながっているものと思われます。このような好機を逃すことなく、今後も積極的な誘致活動に取り組んでまいります。壱岐空港がこれらの便に対応できないことを大変残念に思っておるところであります。

地方創生推進交付金を活用した観光振興施策について、大きく2つの事業を予定いたしております。

まず1つ目は、「壱岐島リゾートプロジェクト」として推進している「イルカパークの再生」であります。行政の持つ施設や環境であっても、税金を投入して、単に維持するのではなく、施設等の効果を最大化し、しっかりと維持費や人件費を生み出し、継続的な経営をすることで地域を牽引していく、このことをファシリティマネジメントと言いますけれども、その第一歩として、「イルカパークの再生」に取り組めます。

現在、担い手となる第三セクター「イキパークマネジメント株式会社」において準備を進めており、3月中には施設の改修を終え、4月25日にリニューアルオープンを予定しております。また、4月から指定管理者制度へ移行することとしており、今回、指定管理者の指定について、議案を提出をいたしております。

2つ目の事業として、新たに「壱岐島リゾートアイランドプロジェクト」に取り組むことといたしております。宿泊施設を重要な観光インフラと捉え、市内の宿泊施設に対する改修支援補助と、島全体のサービス品質向上のための研修施設機能を有したリゾート型宿泊施設整備支援補助の2つの制度を設けることといたしております。

これらにより、可処分所得の多い層をターゲットとし、また企業誘致も視野に入れ、幅広いニーズに対応した受入れ体制の強化を図り、並行して島外からのアクセス強化を含めた積極的なプロモーションを行うことで、観光振興による地方創生の実現を目指してまいります。

環境省において、国民保養温泉地に指定されている湯ノ本温泉を含む全ての国民保養温泉地に

ついて、計画書の見直しを完了することとされております。これに伴い、長崎県での見直しスケジュールが示され、本年11月末までに計画書を提出することとなっておりますので、本市におきましても、スケジュールに沿って計画の見直しを進めてまいります。

福岡事務所につきましては、ベイサイドから博多駅前に移転して2年が経過しようとしておりますが、博多駅前という立地の良さから営業活動等における利便性が飛躍的に向上しております。

このようなことから、これまで、土・日・祝日も開所してまいりましたが、4月からは土・日・祝日は閉所し、平日の営業等のさらなる強化を図るとともに、土日のイベント等にも柔軟に対応することといたしております。

商工業の振興につきましては、現在の日本の好景気が高度成長期のいざなぎ景気を超えて戦後最長となるのではないかという予測があるものの、離島部における地域経済は依然として厳しい状況にあります。

そのような中、本市の有効求人倍率は、有人国境離島法の雇用拡充事業やイキビズ効果もあり、昨年の8月には1.6倍で県内最高となりました。

商工振興を推進するためには、人手不足の解消が必要不可欠であり、そのため長崎県と連携し、東京・福岡を中心とした移住就職相談会に計6回参加し、85組99名の相談を受け、そのうち3組4名の方については既に壱岐市へ移住をいただいております。

また、市内では昨年12月6日に、壱岐の島ホールにおいて29事業者に参加いただき、第3回目となる「壱岐で働きたい方のための就職相談会」を開催いたしました。相談者は17名にとどまりました。

今後も、人手不足解消に県や国の関係機関と連携を図り、効果的な方法を模索しながら、雇用人材確保に取り組んでまいります。

壱岐しごとサポートセンター（IkkiBiz）については、1月末現在での相談件数が629件となっており、本年度の目標としておりました500件を上回る状況となっております。

また、2月11日には、森センター長の招請によりホリエモンこと堀江貴文氏が来島され、森センター長と地方の可能性について語るトークイベントが開催され、多くの市民皆様に御来場いただきました。

今後も新設する商工振興課と連携し、イキビズならではの取組を行いながら、さまざまな業種の皆様とともに売り上げ向上等を目指し、本市の経済浮揚に向けて、積極的に取り組んでまいります。

一昨年8月に設立した一般社団法人壱岐市ふるさと商社が、壱岐産品の販路拡大に向けて精力的に活動しております。

飲食店向けの壱岐産食材の販売を初め、通販サイト「壱岐なお取り寄せ」における全国の個人

のお客様に向けた販売、高級たまご「黄金〇」等のプライベートブランド商品の開発・販売等、多くの方々に御好評をいただいております。

特に人気蕎麦チェーン店を全国に展開する株式会社家族亭様の御協力によりまして、1月中旬から3月上旬まで、全国76店舗で実施している「九州の恵みと壱岐フェア」では、壱岐産食材の活用のみならず、全テーブルに壱岐の紹介が掲載されたメニュー表が設置されるなど、物産・観光の両面での本市のPR及び活性化に大きく寄与する取組でありました。

壱岐市ふるさと商社の売り上げにつきましては、今年度の目標を2,000万円としておりましたが、既にその目標を達成している状況であります。

今後も引き続き、地域商社事業の推進による壱岐産品の販路拡大に取り組んでまいります。

次に、**福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり**について申し上げます。

地域の福祉力の向上を図るため、民生委員児童委員や関係機関との連携を一層強化するとともに、自治公民館における福祉保健部や壱岐市社会福祉協議会が進める福祉協力員の設置を支援し、災害時等に支援を要する方々を地域で支える組織づくりに努めてまいります。

また、「みんなで支え合い、尊重し合い、安心して、いきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念として掲げ推進している、第2次壱岐市地域福祉計画及び障害者（児）のための施策に関する基本的な計画である第2次壱岐市障がい者計画が、本年度は中間年度となることから、PDCAサイクルに基づく計画の進捗状況等の点検・評価を行い、計画の達成に向けて適切に対応するとともに、次期計画策定に向けたデータ分析を行ってまいります。

平成27年10月1日に経営移譲した特別養護老人ホームについては、社会福祉法人壱心会による「特別養護老人ホーム壱岐のこころ」として順調に運営がなされているところであります。

一昨年から建設が進められておりました新施設につきましては、本年1月末に完成し、3月3日に入所者の引っ越し等が行われ、3月16日に開所予定となっております。

この施設は、木造建築で住居性能・介護・食事・医療連携といった基本機能の充実に加え、1階には今まで別棟で運営していた通所介護・デイサービスセンター「壱岐のこころ」を配置移転され、地域交流スペースも併設されるなど、地域住民の交流の場としての活用についても期待をされます。

本年10月に予定されている消費税、地方消費税等の引き上げによる低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、下支えするため、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付き商品券の発行等を行うこととなりました。

先般、国から制度の概要と平成30年度補正分及び平成31年度当初分の国庫補助金の目安額が示されたことを受け、本年10月の発行に向け準備等を行うため、平成30年度一般会計補正予算に所要額を計上し、繰越手続を行うことといたしております。

平成31年度分につきましては、今後示される詳細な事業概要を受けまして、本年の市議会6月会議において補正予算として計上する予定であります。引き続き、事業の遅延等がないよう準備を進めてまいります。

子育て支援と就学前の教育及び保育の充実につきましては、昨年の市議会3月会議の施政方針で申し述べましたように、石田幼稚園と石田保育所を一体的に運営する壱岐市初の幼保連携型認定こども園として、「石田こども園」を4月1日から開園いたします。

このこども園では、今までの保育事業に加え、就学前の3歳以上児の幼稚園教育の実施と保育環境の充実を図り、幼児教育・保育の量と質を拡充するとともに、既存の保育施設と新しい園舎を活用することによって、待機児童の解消に向けて取り組みます。

また、子育てに関する相談活動や親子の集いの場の提供、園庭開放を行うなど地域の子育て支援の充実を図ってまいります。

待機児童解消に必須となる保育士の確保に向けては、県などの関係機関と連携を図り、積極的に取り組んでまいります。

幼児教育及び保育の無償化につきましては、本年10月からの消費税率10%への引き上げによるもので、先般2月12日に閣議決定されました。

これは、3歳から5歳児については全世帯、0歳から2歳児については住民税非課税世帯が対象とされ、本年10月1日から認可保育所等の保育料などが無料になる情勢であります。

現段階では、詳細が確認できておりませんので、制度内容等が国から示され次第、実施に向けて取り組んでまいります。

次に、児童扶養手当の支給月が、これまで4カ月分ごとの年3回の支給だったものが、本年11月支給分から奇数月に、2カ月分ごとに年6回支給するように変更されたため、所要の予算を計上いたしております。

市民皆様が「健やかで心豊かな生活」を送ることができる社会の実現を目指すため、第2次壱岐市保健事業計画に基づき、各種健（検）診、相談、予防、健康教室等の充実を図ってまいります。

市民皆様の健康を確認できる場としての特定健診及びがん検診においては、壱岐医師会の御協力、御支援のもと、例年、6月から11月まで実施しておりますが、実施期間を3カ月延長し、6月から2月までの実施を計画をいたしております。

また、行政と両輪で御活躍いただいております、食生活改善推進員の皆様には、「私たちの健康は私たちの手で」というスローガンのもと、総勢約170名の組織力と結束力で、食生活改善に加え、郷土料理の伝承、また各種健診の受診勧奨など健康づくり全般にわたる啓発を、あらゆる場面で展開していただいております。

本年３月に策定予定の「壱岐市いのち支える自殺対策計画」の推進につきましては、「誰も自殺に追い込まれることのない『壱岐市』の実現」を目指し、地域の皆様、各関係団体の皆様の御理解と御協力のもと進めてまいります。

国民健康保険につきましては、平成３０年度から県に財政運営責任等が移行され、市町は、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行うこととなったところであります。

国においては、平成３１年度においても引き続き、都道府県に対し激変緩和財源が確保されることとなり、本年１月１１日に、国民健康保険税として徴収し県へ納付することとなる「国民健康保険事業費納付金」並びに市へ交付される「保険給付費等交付金」の所要額について、県から通知を受け、平成３１年度の予算編成を行ったところであります。

追加公費の投入やこれまでの財政基盤が脆弱であった小規模保険者による保険運営から県単位の保険運営となったものの、本市においては、被保険者数が減少する中、１人当たり医療費の増加及び前期高齢者交付金の精算による減額等より県への納付金が増えることとなったことから、税率等の見直しが必要なところでありますが、本年度予算においては、財政調整基金からの繰入れで補填し、本市の国民健康保険税率等については据え置くことといたしております。

引き続き、国民皆保険制度を支える国民健康保険の財政安定化のため、滞納処分を含めた収納対策に取り組み、収納率の向上に努めるとともに、「第２期データヘルス計画」に基づき、特定健診受診率の向上、特定保健指導の充実並びに重症化予防対策等による保険事業を推進し、医療費の適正化を図ってまいります。

介護保険につきましては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めているところであります。

平成３１年度は、第７期介護保険事業計画の中間年度に当たり、新規事業として計画に盛り込まれている認知症対応型グループホームの施設整備について、昨年１２月２１日開催の選定委員会において事業者が決定しておりますので、平成３１年度末までの完成に向け、支援に努めてまいります。

また、平成３０年度から、「第７期介護保険事業計画」及び県が策定した「第７次医療計画」が同時にスタートしており、計画の推進にあたっては、医療と介護の連携が不可欠でありますので、市といたしましても、壱岐医師会をはじめとする関係機関との連携・調整を図ってまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、平成２０年度の制度発足以来、運営主体である長崎県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、被保険者皆様が適切な医療サービスを受けられるよう努

めております。

一方、後期高齢者の医療費は、年々増加傾向にあることから、広域連合の委託事業である特定健診・特定保健指導の充実を図るとともに、糖尿病性腎症重症化予防事業を引き続き実施し、人工透析の導入患者の予防や導入時期をおくらせることにより、対象者皆様の生活の質の維持と医療費の適正化を図ってまいります。

また、後期高齢者医療保険料については、所得の低い方に対する保険料均等割の軽減特例措置について、本年10月からの消費税増税に伴う介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金が支給されることにあわせて、見直されることになっております。

次に、**安全安心で環境にやさしいまちづくり**について申し上げます。

地球温暖化の防止をより一層推進するため、再生可能エネルギーの導入・活用促進等、環境に優しい**低炭素のしまづくり**に取り組んでおります。

木質バイオマスエネルギーの取組につきましては、平成28年度の実現可能性調査結果等に基づき、本市に適した長期的に持続可能な木質バイオマスエネルギー設備の導入に向けて、本年度、経済合理性を含めた詳細な検討を行う設備導入事業化計画を策定しております。

平成31年度以降、本計画の内容を十分精査した上で、木材の調達方法等にもさらに詳細な検討を加えながら、地域における関係機関や事業者等と木質バイオマスエネルギー利用についての連携体制を整備して、設備導入を進めてまいります。

一方で、太陽光発電や風力発電においては、電力会社による出力抑制が実施され、活用されない電力が発生している状況であり、これらの余剰電力を水素に変換することにより、水素を利用した合理的な再生可能エネルギー導入に向けて、本年度に国の交付金を活用して、具体的かつ現実的な将来的ビジョン策定に取り組んだところであります。

今後は、このビジョンに基づいて、実際の水素エネルギー設備を利用した実証・研究事業に取り組んでまいります。

再生可能エネルギーの導入拡大は、地球環境の保全に資することはもちろんですが、新たな産業を育む可能性も大きい事業分野として、本市の地域振興、経済活性化にも大きな影響のある事業と考えております。本市が進めるSDGsの取組においても重要な要素でありますので、他地域に先駆けた取組を今後も積極的に進めてまいります。

近年は、地球温暖化が原因と言われる集中豪雨や地震等の自然災害が全国各地で頻発しており、いつ、どこであっても災害と隣り合わせであるということを、改めて認識させられております。

このような状況の中、地域住民が互いに助け合う「共助」のかなめとして組織化を推進してまいりました自主防災組織は、組織数189、組織率92.5%となっており、避難訓練等、防災活動の具体的取組も始まっております。

今後もこうした自主防災組織の活動の活性化に向けた取組を進めてまいります。

原子力防災につきましては、九州電力株式会社が玄海原子力発電所2号機の廃炉を発表いたしました。

私は、玄海原発の再稼働については一貫して反対してきておりますので、2号機の廃炉決定は、歓迎の立場でありますけれども、廃炉まで30年程度かかるとされておりますので、九州電力には、より一層の安全対策と情報提供を求めてまいります。

本市では、7回目となる長崎県原子力防災訓練を2月2日に県、壱岐市、松浦市、佐世保市、平戸市及び関係市町が参加し、佐賀県、福岡県と同日に開催いたしました。

玄海原子力発電所から放射能漏れ事故が発生したとの想定で、玄海原子力発電所から30キロメートル圏内に入る壱岐島南部の住民皆様が、勝本町ふれあいセンターかざはやに避難する訓練、郷ノ浦町三島地区の方々が、本年度までに整備を完了した放射線防護対策施設に一時退避する訓練、自衛隊の大型ヘリコプター及び九州郵船のジェットフォイルを利用した福岡県直方市への広域避難訓練、また、今回初めて石田小学校の児童34名と教員5名の参加協力による学校施設からの避難訓練など、総勢約250名の皆様の参加をいただきました。今回の訓練での課題等を検証し、より実効性のある避難対策を構築してまいります。

平成30年中の災害発生件数は、火災36件、救急1,748件、救助28件で前年に比較し、火災は12件の増、救急は24件の減、救助は5件の増でありました。

火災原因につきましては、依然としてたき火が大半を占めていることから、今後も火災予防の周知徹底に努めてまいります。

また、救急現場において、けがや病気の悪化を防いだり、救命率の向上を図るには、現場におられる方の適切な処置が重要となります。

平成30年度の普通救命講習の受講者数は656人で、うち壱岐市職員428名が受講いたしました。今後とも、市民皆様への普通救命講習及び応急手当の普及啓発に努めてまいります。

平成31年度の消防防災施設及び資機材の整備につきましては、郷ノ浦支署消防ポンプ自動車の更新、芦辺地区第1分団格納庫の建設、防火水槽の増設、消防団のポンプ車、積載車及び小型ポンプの更新を行うことといたしております。

災害は近年複雑多様化し、現場活動における潜在危険もますます増大しております。今後も壱岐市消防団をはじめ関係機関との連携を強化し、市民皆様の安全・安心のため、万全の態勢を構築してまいります。

市道整備につきましては、新年度当初予算において、補助事業の道路改良2路線、交通安全施設整備3路線、道路防災安全工事1路線と、起債事業7路線、単独事業15路線の整備費を計上しております。

急傾斜地崩壊対策事業につきましては、2地区の整備を予定しております。

また、昨年と一昨年に発生した公共土木施設災害につきましては、順次工事発注を行い、復旧を進めております。現在までの進捗状況は、発注率約80%で、完了した箇所は約65%であります。今後も引き続き、早期復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

公営住宅につきましては、壱岐市公営住宅等長寿命化計画に基づいて整備をしており、古城団地の改修工事を社会資本整備総合交付金事業により行います。また単独事業といたしまして、大久保団地の外壁及び屋上防水工事、下水道接続工事と安泊団地の内部改修工事等を予定をいたしております。

水道事業につきましては、平成30年度にアセットマネジメントを策定しており、長期的な視点に立った施設管理を行い、計画的に老朽管の更新を実施していくことで、有収率の向上と水道事業の経営基盤の強化に努めてまいります。

また、現在、本市が保有している給水車は、初年度登録から約35年が経過し老朽化しているため、所要の更新予算を計上いたしております。

公共下水道事業につきましては、古城・大谷地区周辺の污水管布設工事と路面本復旧工事を行い、事業の促進を図ってまいります。

漁業集落排水施設整備事業は、芦辺地区の污水管布設工事が完了し、供用開始をしておりますので、今後は接続の推進に取り組んでまいります。

合併処理浄化槽設置整備事業につきましては、平成31年度も国、県の補助制度により、105基の設置を予定をいたしております。

壱岐葬斎場改築工事につきましては、周辺地域皆様の御理解と御協力をいただき、現在地での建替を計画し進めてまいりましたが、いまだ本体建築工事の業者決定に至らず、大幅におくれることとなり、市民皆様に御心配をおかけしていることに対し、深くおわびを申し上げます。

現在の状況といたしましては、2月19日に3度目の入札の公告を行い、4月1日に開札予定であります。

今後も業務に支障を来すことのないよう、現施設の運転管理に努めながら、新施設の早期完成に向けて取り組んでまいります。

次に、**心豊かな人が育つまちづくり**について申し上げます。

教育委員会の組織の再編として、現在、一支国博物館内に配置している文化財課について、業務内容や教育委員会事務局との連絡体制の両面から検討を行った結果、芦辺庁舎の耐震改修工事により、執務室の確保ができたこと、教育委員会事務局の一体化が図られることから、文化財課を社会教育課の中に文化財班として配置することといたしました。

昨年6月に発生した大阪府北部地震による学校施設のブロック塀倒壊事故を受け、本市におい

ても小中学校、幼稚園においてブロック塀調査を行っております。

平成30年度国の第1次補正予算で「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」の安全対策の対象になっているブロック塀について、小学校10校、中学校1校、幼稚園2園の総延長1,381メートルを要望するとともに、今回、所要の予算及び繰越明許費を計上いたしております。

次に、芦辺中学校校舎改築及び改修工事については、建設用地内に農水管があり、現況調査及び対策協議等に不測の日数を要し、当初計画から3カ月程度遅れており、今回、繰越明許費を計上しております。

また、現芦辺中学校校舎の解体費についても、国庫補助事業により所要の予算を計上いたしております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる**離島留学制度「いきっこ留学」**につきましては、昨年9月から5名の留学生を受け入れ、里親留学・孫戻し留学ともに小中学校での豊かな学びと地域での体験活動など元気に過ごしております。

また、本年4月からの「いきっこ留学生」を募集いたしましたところ、里親留学7名、孫戻し留学1名、親子留学3名の計11名の新たな申請があり、留学生として決定をいたしております。

里親につきましては、新たに2名を委嘱し、計3名での受入れの準備を進めており、随時募集を行っております。今後とも、地域で留学生を受け入れていただくとともに、地域の学校を支援していただきますよう市民の皆様の御協力をお願いいたします。

今回、里親留学に係るホームステイ費委託料を月額7万円から8万円に増額で計上いたしております。今後も人口減少対策の大きな柱として積極的に取り組んでまいります。

原島学校給食調理場は、平成23年9月から三島小学校児童及び教職員への配食をしてまいりました。開始当初は50食を配食してきましたけれども、31年度の児童数は4名で予想を超える減少となり、運営が大変厳しくなっております。

このような状況から平成31年3月22日をもって休止し、次年度より学校給食センターから配送することとし、調理員につきましては、新たに幼保連携型認定こども園の開設に伴う給食に対応するための学校給食センターの調理員増に充て、安全安心な給食の提供に努めてまいります。

壱岐島内には、古代より大陸とのかかわりが深い多くの歴史遺産が存在します。平成28年度から3カ年をかけて、この島の歴史文化遺産を改めて把握し、これらを島の宝「壱岐遺産」として後世に伝え、活用していくための指針となる「壱岐市歴史基本構想」を策定いたしました。

今後は、この基本構想に基づき、壱岐島内の貴重な文化財の適切な保護・保存を行うとともに、魅力あるまちづくりにも広く活用してまいります。

次に、**国内外交流が盛んなまちづくり**について申し上げます。

全国的な人口減少社会を迎えた現在、本市においても人口減少対策は喫緊の課題であり、平成28年度から移住相談のワンストップ窓口を設置し、U I ターン者に対する移住支援や相談の受け付けを鋭意行っております。

今年度は1月末現在で、相談件数は135件、相談窓口を介した壱岐市への転入は45世帯70人となっており、右肩上がりの成果を上げております。

また、ウェブサイトやSNSなどの情報発信も定着しており、本市への移住検討者向け専用サイトである「いきしまぐらし」へのアクセス数は、県内自治体で上位に位置しております。

移住・定住は、仕事や住まい、子育て、医療、教育といった幅広い分野の連携が特に求められるプロジェクトであります。

平成31年度は、新たな移住者確保対策として、東京圏からU I J ターンの促進や地方の担い手不足対策のために、国・県と連携した移住支援事業、通称「わくわく地方生活実現パッケージ事業」に取り組むこととしており、今回、所要の予算を計上いたしております。

また、去る2月9日に芦辺浦地区の任意団体「たちまち」と「芦辺浦地区における移住促進並びに空き家の活用推進に関する連携協定」を締結いたしました。

任意団体「たちまち」は、地域の活性化を考える皆様に結成されており、空き家の調査や移住希望者に寄り添った相談の受入れ等、自主的な活動に取り組んでいる団体であります。本協定の締結は、芦辺浦地区を移住モデルエリアと位置づけ、増加する空き家等を活用することで本地区への人の流れを促し、移住者や地区住民、子どもたちが交流を深めながら魅力的に暮らすまちづくりを目的といたしております。

「たちまち」の活動拠点施設は、本年度に雇用機会拡充事業及び壱岐市まちづくり市民力事業を活用して空き家を改修し完成しており、平成31年度からその一角に市の移住相談窓口を設け、地域おこし協力隊を配置し、官民連携して移住定住を促進し、本地区のまちづくりに資する活動に取り組んでまいります。

国際交流につきましては、国際交流員による「マッシュューズ・カフェ」や出前講座を実施し、コミュニケーションや他国の文化・歴史・価値観を市民皆様へ共有する機会を提供しており、小さなお子様から高齢者の方まで幅広く好評を得ております。

また、昨年の夏には、在日フランス大使館が主催する日仏交流160周年事業により、フランス人アーティストが本市に1カ月間滞在し、制作したアート作品が市に寄贈されております。この作品を壱岐の島ホールに展示しており、滞在期間中に撮影されたドキュメンタリー映像がYouTube等の動画配信サイトで公開されるなど、海外の方へ壱岐の魅力を伝えるツールとしての効果に期待をしております。

インバウンドの推進につきましては、ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピッ

ク等の大型スポーツイベントの国内開催を見据えた取組、福岡市・九州離島広域連携事業——いわゆるR e 島プロジェクト事業など、引き続き福岡市等と連携した施策を展開して誘客を図ってまいります。

また、3月5日、本日でございますけれども、「訪れたくなる地域づくりへの新展開」として、事業構想大学院大学による「壱岐島アートフェス構想」が福岡市で開催されるクールジャパン・シンポジウムにおいて提案されます。

これらを踏まえ、外国人観光客とかかわる市内交通事業者や宿泊施設、飲食店、体験事業者等の観光関係事業者のインバウンド受入れ体制整備の支援を強化してまいります。

一昨年の10月にオープンしたテレワークセンターは、島内外からの認知が広がっておりまして、この流れをさらに加速化させるため、本市の魅力である自然を活用し、テレワークとバケーションを融合させた「テレワーケーション」を推進してまいります。

具体的には、テレワークを軸とした働き方改革にアウトドアや遊びの要素を追加し、家族でも楽しめる「テレワーケーション」の拠点化を図ってまいります。

このことにより、「働きながら休む」という概念を導入し、企業の福利厚生制度の一つとしてPRを行います。特に、九州経済の中心である福岡都市圏に隣接しているという本市のメリットを生かし、福岡都市圏の企業に直接働きかけることで、より多くのテレワーク利用者の取込みを図るとともに、移住者の増加を目指してまいります。

今後さらに加速化する働き方改革の流れに乗り、新たな働き方改革の全国的なモデルとなることはもちろん、関係人口増加及び移住促進にもつなげ、時代に残されない活力ある島として、持続的な地方創生を実現してまいります。

本年度の**壱岐なみらい創りプロジェクト**につきましては、市民皆様が中心となり、計4回の「壱岐なみらい創り対話会」を開催いたしました。この1年間の対話会を通じて、みずから実現したいと挙げられた8つのテーマについて、2月23日にその活動状況の発表会が開かれました。

また、「壱岐イノベーションサマープログラム」については、本年度2回目の開催となり、今回も島内の高校生が東京大学、九州大学、早稲田大学等の大学生と壱岐の地域活性化について議論を重ねました。大学生と接する機会が少ない壱岐の高校生にとって、非常に刺激的な機会であったと参加者の声を受けております。

本年1月からは、壱岐高校1年生の「総合的な学習の時間」に市の職員が講師として参加し、「課題を見つける力を高める学習」に協力しております。

来年度以降に予定されている「総合的な探求の時間」を通じて、壱岐や日本の未来を見据えた課題について考える機会に対しても、本事業と連携しつつ対応していく予定であります。

新しい価値を見出して「起業家的な生き方」をしている人たちに移住していただき、その活動

を通して関係人口を増加させ、さらなる壱岐への移住者の呼び込みや新たな働き方の提案につなげることを目的として、起業家人材育成事業を行っております。

東京を初めとする都会では、効率化と生産性が求められ、働く人たちの多くが疲弊しつつあります。それゆえに、自然のエネルギーがあふれる壱岐で、生きている喜びを感じながら自分らしく生きるという新しい生き方・働き方ができることは、大変大きな魅力となります。

このコンセプトを打ち出し、東京や大阪を中心に行った人材の募集活動においては、「壱岐が面白いことを始めた」と大きな反響を呼び、既に3人の起業家人材が起業に向けた活動を開始しております。

次年度はさらに3名の採用を予定しており、本事業で採用された人材の方々の活動により、壱岐を拠点とした壱岐ならではの新しい働き方・生き方・暮らし方を創造し、将来のさらなる移住者の増加や壱岐の子供たちの定住につなげてまいりたいと考えております。

次に、第3回目の開催となった**神々の島 壱岐ウルトラマラソン**については、公式ホームページの充実やSNSでの情報発信を有効的に行った結果、参加者数は年々増加をいたしております。

また、ランナー向けのインターネット情報サイト内に掲載されている国内ウルトラマラソンランキングでは、全国第2位の高評価を得ており、ことしの大会の注目度も上がり、さらなる参加者数の増加につながるものと期待をいたしております。

本大会は、中高生や消防団を初めとする各団体1,000人を超えるボランティアの皆様を支えられ、さらには沿道で応援してくださった市民皆様、関係団体の方々など多くの皆様から積極的に御参加いただいております。このことは、地域振興事業として、また、まちづくり事業としても大きな効果があったものと捉えており、事務局で試算した経済波及効果は5,000万円以上であり、本市の観光振興にも大きく寄与したものと考えております。

第4回開催となることしの大会は、10月19日土曜日開催予定とし、より地域に密着した大会となるよう計画を進めておりますので、関係機関・団体の皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案関係について御説明いたします。

本市の**平成31年度の予算編成**にあたっては、地方財政をめぐる国の動向に注視しながら、引き続き、平成27年度に策定した「第2次壱岐市総合計画」の着実な実施を軸として、事業の選択と集中による効率的な予算配分を行うとともに、「壱岐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、本市にとって有益な施策を最大限に活用し、雇用促進・島内経済の活性化につなげていくための予算編成を行っております。

一方、本市の財政状況は、平成29年度末の市債現在高が一般会計で262億8,700万円、対前年度比2億1,991万円増となっておりますけれども、公債費につきまして、7割程度の

補填措置により実質１００億円未満の残高であります。

経常収支比率につきましては８９．９％、対前年度３．２％増と、依然として高い水準で推移しておりますが、これは庁舎及び小中学校校舎を始めとした公共施設の耐震改修等大規模建設事業費の増加などによるものであります。

今後においても、高齢化の進展による社会保障経費の増加等、厳しい財政運営が予想されることから、引き続き中期財政計画・公共施設等総合管理計画に基づいた行財政改革に取り組むとともに、長期的な展望に立った財政運営に努めてまいります。

このような方針に基づいて編成した平成３１年度の一般会計の予算規模は、２３６億７,０００万円、対前年度当初予算比３６億円、１３．２％減で、特別会計を含めた予算規模は３２２億２,９５８万５,０００円、対前年度当初予算比３８億８,１８１万９,０００円、１０．７％減となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例の制定・一部改正に係る案件１１件、予算案件１４件、公の施設の指定管理者の指定案件５件、その他５件でございます。何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上、今日までの取組を振り返りながら、市政運営に対する所信の一端と新年度の事業内容等について申し述べましたが、今後もさまざまな行政課題に全力で対応しながら、財政の健全化に努め、明日に希望の持てるまちづくり、そして将来の老岐市を見据えたまちづくりに全力で取り組んでまいります。議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、施政方針といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで施政方針の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を１１時３０分といたします。

午前１１時１９分休憩

.....

午前１１時３０分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第５．議案第２号

○議長（小金丸益明君） 日程第５、議案第２号石田町幼保連携型認定こども園新築工事（建築主体工事）請負契約の変更についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程いたしております議案の説明につきましては、担当部長及び担当課長にいたさせますので、よろしくお願いします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原田市民部長。

〔市民部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○市民部長（原田憲一郎君） 議案第２号石田町幼保連携型認定こども園新築工事（建築主体工事）請負契約の変更について、石田町幼保連携型認定こども園新築工事（建築主体工事）請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものです。

本日の提出です。

契約の目的、石田町幼保連携型認定こども園新築工事（建築主体工事）。契約の方法、随意契約、当初は制限つき一般競争入札です。契約金額、２億７２３万１、４８０円、このたび１１６万７、４８０円の増額となります。契約の相手方、壱岐市石田町石田東触８５３番地、有限会社安川建設代表取締役安川昭彦氏です。

提案理由は、外構工事の追加等によりまして所要の変更契約を行うものです。

次のページには、参考としまして、外構計画図を添付して、追加工事箇所を赤字で示しております。

工期は、３月１１日までです。

この工事は、昨年６月１４日に契約締結の議決をいただきまして、工事を進めておりまして、本年４月１日の開設を予定して備品等の搬入についても、並行して準備を進めております。

以上で、議案第２号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第２号については、会議規則第３７条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議案第２号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第2号石田町幼保連携型認定こども園新築工事（建築主体工事）請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第3号～日程第39．議案第36号

○議長（小金丸益明君） 日程第6、議案第3号壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定についてから日程第39、議案第36号平成31年度壱岐市水道事業会計予算についてまで、以上34件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第3号壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定について御説明いたします。

壱岐市まちづくり協議会設置条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、12月会議におきまして可決いただきました壱岐市自治基本条例に基づき、地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、まちづくり協議会の設置に関し必要な事項を定め、地域住民の福祉の増進、地域内の連携の強化及び市とまちづくり協議会の協働による地域自治の推進を図る目的で条例を制定するものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市まちづくり協議会設置条例は、第1条から第8条までとなっております。

初めに、第1条では、目的として壱岐市自治基本条例に規定するコミュニティ活動を推進するための新たな組織としてまちづくり協議会を設置し、市との協働によるまちづくりの推進を図ることとしております。

第2条は、用語の定義で、第2号において、まちづくり協議会の範囲を小学校区単位と定義しております。

第3条では、構成員として、地域に居住している人、地域内で働く人や学ぶ人、事業者、地域コミュニティ組織、各種団体などが構成員となることを定めております。

第4条では、まちづくり協議会の認定を、第5条では、活動方針について定めており、地域の課題解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくり活動を行うこととしております。

また、まちづくり協議会は、その課題の解決に向けてまちづくりの目標、活動方針、取り組む活動の内容等を定めたまちづくり計画を策定し、これに基づき活動を進めていくことを定めております。

第6条では、活動の制限として、宗教、政治関連、反社会的な活動については行ってはならないとしています。ただし、宗教については、教義を広め信者の強化育成などにつながらない、いわゆるお祭りの催事などは問題ないと考えております。

第7条では、市の助言及び支援で、まちづくり協議会の自主性・主体性を尊重し、連携・協力を行うため、効果的な財政支援、人的支援、情報発信等の支援を行うことを定めております。

第8条は、その他でこの条例に基づく施行規則を定め、まちづくり協議会の活動、運営を行うことを定めております。

附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものとしております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第4号、議案第5号及び議案第6号を続けて説明いたします。

議案第4号壱岐市行政組織条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、SDG s 未来都市の業務を総務部の分掌事務に追加するために所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

ただいま申し上げましたとおり、壱岐市行政組織条例第2条第1号中、総務部の分掌事務にセ、「SDG s 未来都市に関する事」を加えるものでございます。これは、SDG s 未来都市に係る施策について、全庁的かつ横断的な取り組みが必要であることから、総務部にSDG s 未来課を配置するものでございます。

SDG s 未来課の所掌事務は、SDG s に関する事、壱岐未来づくりに関する事、省資源及び省エネルギーに関する事、新エネルギーに関する事、地域協議会に関する事などを担当します。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わらせていただきます。

議案第5号壱岐市犯罪被害者等支援条例の制定について御説明を申し上げます。

壱岐市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取り組みの推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るため、条例を制定するものであります。

次のページをお開き願います。

第1条、目的であります。今申し上げました本条例の提案理由と同様の内容でございます。

この条例の主な内容でございますが、第3条で、市の責務を規定しております。第4条で、市民の責務を規定しております。第5条で、相談及び情報の提供等を規定しております。第2項において、市に窓口を設置するとしております。窓口につきましては、総務部危機管理課に置きます。

第6条で、見舞金の支給について規定しております。市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金を支給するものとします。第2項で、支給対象者、見舞金の額等については規則に委任しておりますが、具体的には見舞金の種類及び額は、遺族見舞金が30万円、障害見舞金が10万円以内と規定します。遺族見舞金の支給を受けることができる対象者については、犯罪行為により死亡された被害者の遺族とします。

なお、被害者が当該犯罪行為の行われた時点において、本市の住民基本台帳に記載された被害者の遺族でございます。ただし、住民基本台帳に記載されていない死亡被害者であっても、進学のため市外に居住していた死亡被害者の父母、遠隔地での勤務のため市外に居住していた死亡被害者の配偶者及び子は、遺族見舞金の支給を受けることができる対象者に含めます。また、遺族見舞金は、第一順位の遺族に対し支給します。

障害見舞金の支給についても、規則で定めますが、障害見舞金の支給を受けることができる方は、犯罪行為により障害を受けた市民であって、当該犯罪行為による障害について、その治療に要する期間が一月以上であると医師より診断された方とします。

そのほか規則で見舞金の支給制限、遺族見舞金の額の調整等について規定をいたします。

本則第7条は、犯罪被害者等が置かれている状況に応じ、日常生活の支援について規定しております。

第8条は、犯罪被害者等の居住の安定についての支援を規定しております。第9条は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、啓発活動に努めることを規定しております。第10条は、市民の理解の増進について規定しております。

第12条は、規則委任条項でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わらせていただきます。

議案第6号壱岐市債権管理条例の制定について御説明を申し上げます。

壱岐市債権管理条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市の債権の管理に関する事務処理基準等を定め、債権管理の一層の適正化を図るため制定するものでございます。

次のページをお開き願います。

本市における債権の管理、滞納については、市議会決算特別委員会並びに監査委員より未収金の適正な債権管理、また債務者の状況等を調査確認し、回収整理の方策等を実施していく必要があるなどの御意見をいただいております。

現在の債権管理については、これまで所管している各部署が、債権台帳の整備や督促などのおのの規定に基づき個別に事務処理を進めてまいりましたが、全庁における債権の適正な管理を行うため債権管理の一元化を行い、職員が共通の認識を持つために督促や滞納処分等の事務処理基準の明確化・統一化を図り、その手法を共有し、法令に基づいて確実な徴収事務を努め、市民負担の公平性への確保、市の債権管理のさらなる適正化を図るものであります。

第1条の目的は、市の債権の管理について必要な事項を定め、市の債権の管理の適正を期することを目的とするものであります。

第2条の定義は、市が所有している全ての債権をこの条例の対象とし、市の債権、強制徴収債権、非強制徴収債権についてそれぞれ定義しております。非強制徴収債権は、具体的には個々の法令で強制徴収手続が規定されていないため、強制徴収には裁判所の手続が必要な非強制徴収公債権や、民法による契約などの私法上の原因に基づいた私債権を言います。

第3条に他の法令との関係、第4条に市長の責務、第5条に台帳の整備を規定しております。

2ページ目をお開きください。

第6条に、債務者に関する情報の取り扱いについて、第7条に、督促に関する事項を定めております。

3ページ目をお開きください。

第8条の滞納処分等は、強制徴収債権について法令や条例の規定に基づいて滞納処分を行わなければならないことを定め、第2項では、法令に定める事由に該当するときは、徴収猶予や滞納処分の停止をすることができる旨を定めております。

第9条の強制執行等は、非強制徴収債権について督促をしてもなお履行されない場合には、強制執行等の措置をとることを定めております。ただし、徴収停止の措置や履行期限を延長する場合などはこの限りではないことを定めております。

第10条は、履行期限の繰り上げについて定めております。

4ページ目をお開きください。

第11条は、債権の申し出等について規定しております。

第12条の徴収停止は、非強制徴収債権について債務を履行させることが著しく困難な場合や不適当であると認められる場合には、徴収を停止することができることを定めております。

5ページ目をお開きください。

第13条の履行延期の特約等は、非強制徴収債権の債務者が、資力がないなどの理由で期限までに履行できない場合は、履行期限を延長する特約や分割して履行期限を定めることを妨げないことを定めております。

6ページ目をお開きください。

第14条の債権の放棄は、市の非強制徴収債権について1号から9号に規定した条件を満たした場合には、債権の放棄ができることを定めております。つまり、必要な措置を講じても徴収が困難な債権について、放棄することができる要件について定めたものであります。

7ページ目をお開きください。

第2項では、放棄した非強制徴収債権については、規則で定めるところにより、議会に報告しなければならないことを定めております。

第15条は、規則委任条項でございます。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行することとしております。

また、現在延滞金の徴収等については、壱岐市税外収入金に係る督促等に関する条例に定めておりますが、その一部の内容について所要の改正を行っております。

内容につきましては、資料1、改正条例新旧対照表の2ページをあともってご覧いただきたいと存じます。これは地方税法の延滞金の取り扱い、端数計算の方法に準じて今回改正するものであります。

これで議案第6号の説明を終わらせていただきます。

以上で、議案第4号から議案第6号まで続けて説明をさせていただきました。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第7号壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、地方創生推進交付金事業の事業推進主体として、新たに設立した第三セクター等を地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定に基づき、地方自治法第221条第3項の規定による調査等の対象となる法人として定め、あわせて地方自治法施行令第152条第1項第2号に該当する財団法人壱岐栽培漁業振興公社を削除するものでございます。

議案関係資料1の改正条例新旧対照表で御説明をさせていただきます。3ページをお開き願います。

まず、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定する条例により調査対象となる定める法人は、地方公共団体の出資金が4分の1以上2分の1未満の団体でございます。本条例第2条第1号の「財団法人壱岐栽培漁業振興公社」につきましては、出資金等が2分の1以上であることから、地方自治法第152条第1項第2号の規定に該当しますので、本条例に定めるものではなく、地方自治法施行令で定められる法人ですので、条例から削除いたします。

これに伴い、各号を繰り上げ、第4号に新たに設立した第三セクター「IKI PARK MANAGEMENT株式会社」を追加いたします。なお、IKI PARK MANAGEMENT株式会社への壱岐市の出資率は25%でございます。

以上で、議案第7号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

午前11時56分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。原田市民部長。

〔市民部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○市民部長（原田憲一郎君） 議案第8号壱岐市税条例等の一部改正について、壱岐市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

本日の提出です。

提案理由は、消費税率10%への引き上げにより、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

主な改正点は、法人税割の税率の引き下げですが、地方税の税率を引き下げ、その分国税の税率を引き上げて、増額分を地方交付税として地方団体の財源とすることで、地域間の税源の偏在是正を図るものです。該当条項は、第1条中、第34条の4となります。

次に、軽自動車税ですが、国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が設けられるもので、従来の軽自動車税が種別割と改正されます。該当条項は、第1条中、第80条から第91条、附則第15条の2から第16条の2及び第2条、第3条となります。

そのほかにつきましては、法律改正による字句や条項番号のずれが生じた箇所を整備するものです。

施行期日は、附則第1条のとおりです。

議案関係資料1の4ページから19ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いします。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

〔市民部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 堀江教育次長。

〔教育次長（堀江 敬治君） 登壇〕

○教育次長（堀江 敬治君） 議案第9号について御説明をいたします。

議案第9号壱岐市立図書館条例の制定について、壱岐市立図書館条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、図書館法に基づく壱岐市立図書館協議会を設置し、壱岐市の図書行政について御審議いただくため、関係条項を定めるものでございます。この図書館協議会の設置については、図書館法で委員の定数、任期、その他必要な事項については設置する地方公共団体の条例で定めるとありますので、今回議会に提出するものです。

なお、この条例の制定に伴い、関連条例である壱岐市立郷ノ浦図書館条例及び壱岐市立石田図書館条例は廃止することになります。

次のページをお開きください。

壱岐市図書館条例の内容については、記述のとおりであります。主な条文について御説明をいたします。

第1条に趣旨及び設置、第2条に2つの公共図書館の名称と位置を定めています。第3条から第6条までは管理運営関係、第7条から石田図書館に視聴覚室と研修室がありますので、その使用料関係等を定めています。とりわけ前段で説明したとおり、第19条から第24条までは図書

館協議会の関係について定めております。

附則としまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第9号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

〔教育次長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原田市民部長。

〔市民部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○市民部長（原田憲一郎君） 議案第10号から議案第12号まで一括して御説明申し上げます。

議案第10号壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

本日の提出です。

提案理由は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

この条例は、災害救助法が適用された災害により、負傷または住居、家財に被害を受け、かつ一定の所得に満たない世帯に対して、生活再建に資するため災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸し付けを定めたものです。

平成28年4月発生の熊本地震や、その後の豪雨災害などによりまして、従来の年利3%かつ保証人を付することが必須条件で貸し付けが行われました。

しかしながら、この条件のハードルが高く、実態として貸付申請を諦めた事例も多く、生活再建の障害となりかねないことから、被災地等関係市町村から制度の見直しを求める要望がなされた経緯がございます。

これを受けて法律の改正が行われ、貸付利率の引き下げや保証人の有無、償還方法に月賦償還を追加するなどが盛り込まれました。

次のページをお願いします。

改正点は、第14条ですが、現行では「利率」のみの記載をしておりましたが、第1項に「保証人」、第2項に「保証人を立てる場合は無利子とし、立てない場合には措置期間中は無利子として、この措置の経過後は利子を設定する」、第3項には「保証人には連帯して債務を負担する」点等を加えております。

第15条では、表現や条項のずれを修正しています。

施行期日は、平成31年4月1日から施行するものです。

議案関係資料1の20ページに新旧対照表をつけておりますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第11号壱岐市立幼保連携型認定こども園条例の制定について、壱岐市立幼

保連携型認定こども園条例を別紙のとおり定めるものです。

本日の提出です。

提案理由は、壱岐市立幼保連携型認定こども園の設置に伴い制定するものです。

次のページをお願いします。

第1条は目的と設置、第2条は名称、位置及び定員、第3条は事業、第4条は入園の申し込み
手続、第5条は保育料などを定めておりまして、第10条は委任として、この条例に定めるもの
のほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとしております。

附則としまして、この条例は、平成31年4月1日から施行し、また関連のある壱岐市特別職
の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、壱岐市議会の議決に付すべ
き公の施設に関する条例の一部改正、壱岐市立幼稚園条例の一部改正、壱岐市保育所条例の一部
改正を行うものです。

議案関係資料の1、21ページから24ページに附則の改正点の新旧対照表を添付しておりま
すので、御参照をお願いします。

続きまして、議案第12号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部改正について、壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

本日の提出です。

提案理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、
所要の改正を行うものです。

次のページをお願いします。

改正の内容は、学校教育法の一部を改正する法律により、平成31年度から実践的な職業教育
を行う新たな高等教育機関として、専門職大学等が創設されることになりました。

このことによりまして、本条例が参酌基準としております放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準の第10条第3項で定める放課後児童支援員のうち、同項第5号の学校教育法
の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専
修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者に当該学科又は当該課程を修めて同法
の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含むとの括弧書きがつけ加えられて改正され
たため、本条例第10条第3項第5号に「当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門
職大学の前期課程を修了した者を含む」と加えるものです。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行するものです。

議案関係資料1の25ページに新旧対照表をつけておりますので、御参照いただきたいと思います。
ます。

以上で説明を終わります。

〔市民部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第１３号壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。
本日の提出です。

提案理由は、学校教育法の一部改正に伴い、専門職大学が創設されることにより、所要の改正を行うものであります。

次のページをお願いします。

条例第１０条に、水道の布設工事及び布設工事監督者の資格、第１１条に水道技術管理者の資格等を定めております。本年４月から専門職大学が創設されることに伴い、資格基準を定める規定の改正を行うものです。

内容は、専門職大学が前期課程と後期課程に区分されることができ、前期課程の修了者は短期大学の卒業者と同等の教育水準を達成することとされ、現行の規定のままでは短期大学の卒業者と同等の教育水準を達成しているにもかかわらず、当該資格要件を満たさないことから、専門職大学の前期課程の修了者が短期大学の卒業者と同様に資格要件を満たすこととなるよう、所要の改正を行うものであり、本条例に修了した後などを加えるものであります。

そのほかには、関連する表現の見直しなどを行っております。

附則として、この条例は、平成３１年４月１日から施行するものとし、経過措置を記載のとおり設けております。

別紙資料１の議案関係資料の２６から２８ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、議案第１３号の説明を終わります。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 堀江教育次長。

〔教育次長（堀江 敬治君） 登壇〕

○教育次長（堀江 敬治君） 議案第１４号について御説明をいたします。

議案第１４号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は青嶋公園、位置は壱岐市芦辺町諸吉南触1691番地。
2、指定管理者、壱岐市芦辺町芦辺浦562番地、壱岐市森林組合代表理事組合長深見忠生。3、指定期間、これは公募によるものでございまして、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

提案理由でございますが、青嶋公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものであります。

以上で、議案第14号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔教育次長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原田市民部長。

〔市民部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○市民部長（原田憲一郎君） 議案第15号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定するものです。

本日の提出です。

公の施設の名称及び位置は、表に記載のとおりでございます。指定管理者、壱岐市郷ノ浦町坪触3099番地、社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会会長末永榮幸氏です。3、指定期間、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間です。

提案理由は、壱岐市地域福祉活動拠点施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものです。

表に示しております壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンターほか3施設の指定管理期間が平成30年度をもって終了となります。この4つの施設は、条例上壱岐市地域福祉活動拠点施設として位置づけていることや、いずれの施設も開設時から地域福祉活動、介護保険活動、老人福祉活動、障害者福祉活動、児童福祉活動、ボランティア活動などの地域福祉の中心施設として壱岐市社会福祉協議会が入所して利用し、施設の管理を受託しておりました。

このようなことから、この4施設の管理を他の法人等に任せることは非合理的でありますので、非公募として壱岐市の公の施設の指定管理者選考委員会の審査を経て選定いたしました。

壱岐市社会福祉協議会は、経営基盤の強化と事業推進の効率化を図るため、組織機構の改編に取り組まれ、3月1日から芦辺町諸吉大石触179番地2にあります壱岐市壱岐島開発総合センター内に本所を置かれました。これまでの事業所は、支所として取り扱われます。現在、住所等の変更手続中でありますので、社会福祉協議会からその変更の届け出があり次第、指定管理者の住所変更等を行います。

以上で、議案第15号の説明を終わらせていただきます。

〔市民部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 議案第16号公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置でございます。名称は、へい死獣畜一時保管処理施設、位置は壱岐市郷ノ浦町坪触3195番地でございます。指定管理者は、壱岐市郷ノ浦町東触560番地、壱岐市農業協同組合代表理事組合長川崎裕司でございます。指定期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3カ年でございます。

提案理由といたしましては、へい死獣畜一時保管処理施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

以上で、議案第16号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第17号公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称はイルカパーク、位置は壱岐市勝本町東触2668番地3外。2、指定管理者、壱岐市勝本町東触2668番地3、IKI PARK MANAGEMENT株式会社代表取締役高田佳岳。3、指定期間、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、イルカパークの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

指定管理者候補者であるIKI PARK MANAGEMENT株式会社は、内閣府の地方創生推進交付金を受け実施しております、壱岐島リブートプロジェクトの事業推進主体として、イルカパークの再生を中心に、観光振興による地方創生を実現するために設立した第三セクター等でございまして、当該施設の運営を行う団体として最適と判断し、非公募として壱岐市の公の施設の指定管理者選定委員会で審査・選定いたしました。

なお、議案の提出に伴いまして、一般会計補正予算（第7号）におきまして債務負担行為を設

定しております。

以上で、議案第 17 号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第 18 号公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定するものです。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置については、名称が勝本総合運動公園、位置が壱岐市勝本町新城西触 1645 番地。2、指定管理者は、壱岐市勝本町新城西触 1645 番地、株式会社壱岐カントリー倶楽部代表取締役松熊克彦氏でございます。3、指定期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。

提案理由は、勝本総合運動公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

以上で、議案第 18 号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第 19 号から議案第 21 号まで続けて御説明いたします。

議案第 19 号友好都市の提携について、本市は福島県檜葉町と防災・教育・経済・人材交流等により、相互の地域の振興、活性化を図り、両市の絆を深め、これまでの友好関係をさらに推進するため、友好都市の提携をするものとする。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市は福島県檜葉町へ東日本大震災の復興応援のため、平成 24 年度から 3 年間技術職員を派遣しました。これを契機に平成 26 年には、檜葉町の小学生が壱岐市へ修学旅行に訪れ、壱岐市からは渡良小学校の児童が檜葉町を訪れております。子供たちが交流を深め、互いの伝統や歴史、文化、環境などを幅広く学習するすばらしい機会となっております。

平成 28 年 9 月 4 日に防災・教育・経済パートナーシップを宣言したことを踏まえて、今後さらに両市町の友好の絆を深めるため、友好都市提携を締結しようとするものでございます。

次に、議案第 20 号新市建設計画の一部変更について御説明いたします。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第7項の規定により、新市建設計画の一部を別紙のとおり変更する。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、合併特例債を平成31年度まで活用するにあたり、新市建設計画の一部を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更につきましては、合併特例債を活用する見込みであった平成30年度事業で、年度内に事業が完了しないものについて、平成31年度も引き続き合併特例債を活用するため、新市建設計画の一部を変更するものでございます。

改正内容につきましては、次ページ以降新旧対照表で御説明いたします。

次のページをお開き願います。

新市建設計画4ページの計画策定の方針の中にございます「15年」を「16年」に変更するものでございます。

2ページをご覧ください。

新市建設計画57ページの7、財政計画、主要指標の見通しの項目、人口、世帯数、年齢別人口、産業構造をそれぞれの統計数値等を実績並びに5年後の見通しに変更するものでございます。

下段の主要指標の見通しの表でございますが、平成27年度につきましては実績値に修正し、平成37年度の欄を追加し、各数値につきましては推計値を計上しております。

5ページ、6ページをお開き願います。

新市建設計画58ページから61ページの財政計画について、歳入歳出の各区分、29年度までについては実績値に修正いたしております。

平成31年度の欄を新たに追加し、平成30年度以降の数値について、昨年11月に策定いたしました壱岐市中期財政計画等をもとに推計値を計上しております。

次に、議案第21号過疎地域自立促進計画（変更）の策定について御説明いたします。

過疎地域自立促進計画（変更）を策定したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により、議会の議決を求める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、水産業強化支援事業及び保育所改修事業に過疎対策事業債を活用するため、過疎地域自立促進計画の変更につきまして議会の議決を求めるものでございます。

改正内容は、次のページ、新旧対照表のとおりでございます。

以上で、議案第19号から議案第21号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 議案第22号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更に
ついて御説明いたします。

地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内に新たに生じた次の土地を確認し、同法第
260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更する。

本日の提出でございます。

提案理由といたしましては、壱岐市郷ノ浦町大島字大泊地先及び壱岐市郷ノ浦町大島字宮野尾
地先の大島漁港の公有水面埋め立てにより生じた土地について、議会の議決を経て確認し、字の
区域の変更をしようとするものであります。

次のページをお開き願います。

位置といたしましては、壱岐市郷ノ浦町大島字大泊554番8に隣接する地先、面積2.6平
方メートル、編入する区域は字大泊でございます。

次のページに、位置図と字図を添付いたしております。当該箇所は、既設護岸に簡易浮き桟橋
の設置に伴い、岸壁に存在する階段部分を岸壁敷として利用するため、埋め立てたものでござい
ます。

次のページをお開き願います。

位置といたしまして、壱岐市郷ノ浦町大島字宮野尾698番9から698番4に隣接する防波
堤に至る地先、面積870.89平方メートル、編入する区域は字宮野尾でございます。

次のページに位置図と字図を添付しております。当該箇所は、漁港用施設用地の整備に伴い、
埋め立てたものでございます。

以上で、議案第22号について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第23号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）につ
いて御説明申し上げます。

平成30年度壱岐市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11億9,630万
円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ284億900万円とします。第2項は記
載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加・変更は、第2表繰越明許費補正によるもので

ございます。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加・変更は、第3表債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

3から5ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

6から7ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正、1、追加で、2款1項総務管理費の定住奨励事業ほか14件の事業費総額13億1,802万9,000円につきましては、平成29年発生の災害復旧工事の発注における入札不調の影響や、国の補正予算に伴い実施する事業であることなどにより、年度内に事業が完了しない見込みであるものについて、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として追加計上しております。

また、2、変更で、7款2項道路橋梁費の道路橋梁新設改良事業ほか1件の事業費総額3億2,344万円は、昨年12月会議に上程いたしました補正予算（第5号）に係るものの変更でございます。

なお、事業の完了予定及び繰り越し理由等の詳細につきましては、別紙資料2平成30年度3月補正予算案概要の34から39ページに記載のとおりでございますので、後ほど御参照いただきますようお願いいたします。

8から9ページをお開き願います。

第3表債務負担行為補正、1、追加で、イルカパークについては、平成31年度より新たに指定管理を行う施設として、壱岐市地域福祉活動拠点施設及び勝本総合運動公園、青嶋公園については、平成30年度末で指定管理が終了するため、それぞれ平成31年度以降の指定管理委託料につきまして、債務負担行為限度額として追加しております。

また、2、変更で、マリンパル壱岐及び筒城浜ふれあい広場の指定管理料につきましては、本年10月の消費税率の引き上げに伴う債務負担行為限度額の変更でございます。

10から12ページにかけましては、第4表地方債補正、1、変更で、それぞれ起債を充当して実施する事業につきまして、事業費の精査を行い、借入限度額について増額または減額の補正を行っておりますが、特に今回は、壱岐島開発総合センター耐震改修事業及び小中学校、幼稚園のブロック塀改修事業において、教育債で1億3,780万円の増額を行っております。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

16から17ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税は、普通交付税で3,069万1,000円、特別交付税で3,046万3,000円をそれぞれ増額いたしております。

次に、12款1項2目災害復旧費分担金、農地及び農業用施設災害復旧費分担金は、平成29年発生の過年災の一部で入札不調が相次ぎ、工期の確保が困難となる中、平成30年発生の現年災についても、発注の見通しが立たないため、平成31年度予算に組み替えて計上することとし、今回事業費の精査もあわせ、既予算計上額から1,380万円を減額しております。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金、離島活性化交付金は、国の補正予算第2号の内示に伴うもので、壱岐島開発総合センターの耐震改修事業について6,226万円を増額しております。また、地方創生推進交付金及び特定有人国境離島地域社会維持推進交付金につきましては、事業の実績見込みによりそれぞれ減額しております。

次に、2目民生費国庫補助金プレミアム付商品券事務費補助金は、本年10月から使用開始予定の商品券の発行・販売に要する事務経費について、国が全額を補助するもので、326万6,000円を追加しております。

18から19ページをお開き願います。

7目教育費国庫補助金、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金につきましては、小中学校、幼稚園のブロック塀改修事業について配分基礎額に対する3分の1の臨時特例交付金を合計で3,682万2,000円を増額しております。

次に、15款2項1目総務費県補助金、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金は、国庫補助金と同様に事業の実績見込みにより8,404万8,000円を減額しております。

20から21ページをお開き願います。8目災害復旧費県補助金、農地及び農業用施設災害復旧費補助金は、先ほど分担金でも説明いたしましたとおり、平成30年度の現年災分について、平成31年度への予算組み替えを行うため、9,620万円を減額しております。

次に、18款1項1目基金繰入金、減債基金繰入金及び合併振興基金繰入金は、主に地方債の償還や単独事業費への充当財源として計上しておりましたが、実績見込みによる事業費の精査に伴い、それぞれ減額しております。

22から23ページをお開き願います。

21款市債につきましては、10から12ページの第4表地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出について説明いたします。

歳出につきましては、別紙資料2の平成30年度3月補正予算案概要の主要事業の中から、主な内容について御説明いたします。

別紙資料２の２から３ページをお開き願います。

２款総務費１項５目財産管理費、庁舎整備費の３億１,８００万円の減額は、債務負担行為での事業費の精査によるものでございます。

４から７ページにかけまして、２款１項１３目国境離島振興費につきましては、滞在型観光促進事業、創業事業拡大支援事業など全４事業において、事業費の実績見込みにより総額で１億９,２３０万８,０００円の減額を行っております。

次に、３款民生費１項１目社会福祉総務費、プレミアム付商品券事業費につきましては、歳入のほうでも説明いたしましたが、商品券の発行・販売に係る既存のシステム改修経費等について３２６万６,０００円を追加しております。

次に、１４から１７ページにかけまして、５款農林水産業費１項４目畜産業費、地域肉用牛緊急増頭対策事業及び地域肉用牛活性化プロジェクト推進事業につきましては、事業の実績見込みにより総額で１,９６０万円を増額しております。

次に、２２から２３ページをお開き願います。

７款土木費５項１目都市計画総務費、街なみ環境整備事業は、申込者数の実績にあわせ２,８００万円を減額するものでございます。

２４から２５ページをお開き願います。

９款教育費２項１目学校管理費から４項１目幼稚園費のブロック塀改修事業につきましては、昨年６月に発生した大阪北部地震により、小学校プールのブロック塀が倒壊し、登校中の児童が犠牲となった事故を受け、安全性に問題のあるブロック塀を改修するものとして、国の補正予算第１号による臨時特例交付金の対象となるものについて、小中学校、幼稚園の総額で１億１,８７８万９,０００円を追加しております。

２６から２７ページをお開き願います。

９款５項４目公民館費、壱岐島開発総合センター管理費１億２,７２７万８,０００円の増額補正は、国の補正予算第２号による離島活性化交付金の補助内示を受け、壱岐島開発総合センターの耐震改修事業について、地方債を併用し実施するものでございます。

次に、１０款災害復旧費につきましては、歳入のほうでも説明いたしましたが、農地農業用施設の国庫補助対象災害につきましては、平成３０年度の現年災分を平成３１年度当初予算へ組み替えるため、１億７,８００万円の減額、過年災分については、小規模災害に係る市単独の復旧工事費等で、これについても同じく一部を新年度予算へ組み替えることとし、３,２３６万５,０００円を減額しております。

また、公共土木施設災害復旧事業においても、単独事業費について精査を行い、９００万円を減額しております。

そのほか各事業の入札執行等、実績見込みによる不用額につきまして減額補正を行っております。

以上で、議案第23号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第24号から第26号までを続けて説明をさせていただきます。

議案第24号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成30年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,073万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,015万円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ125万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,949万1,000円とします。第2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、4款1項1目保険給付費等交付金について、療養給付費等保険給付費の決算見込みにより、普通交付金分1億6,827万1,000円など、合計1億7,105万9,000円を減額をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、決算見込みにより、2款1項1目一般被保険者療養給付費を1億647万1,000円の減額、2項1目一般保険者高額療養費についても、6,180万円を減額をいたしております。

続いて、診療施設勘定について御説明いたします。

18、19ページをお開き願います。

1款診療収入について、決算見込みにより100万8,000円を減額をいたしております。

4款1項事業勘定繰入金については、購入医療機器の変更による補助対象額の変更等により、251万8,000円を減額し、2目一般会計繰入金については、217万2,000円を増額を

いたしております。

20ページ、21ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款1項1目施設管理費について、購入医療機器の変更等により125万2,000円を減額をいたしております。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

続きまして、議案第25号平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成30年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,439万9,000円とします。第2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料について、計300万円を増額をいたしております。

4款1項2目保険基盤安定繰入金については、361万7,000円を減額をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金について、保険料収入の決算見込み及び基盤安定負担金の確定により、61万7,000円を減額をいたしております。

以上で議案第25号の説明を終わります。

続きまして、議案第26号平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成30年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3,300万3,000円とします。第2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目保険料につきましては、死亡等によります被保険者の減少分853万4,000円を減額、3款1項国庫負担金、2項の国庫補助金、4款1項の支払い基

金交付金、５款１項の県負担金、７款１項の一般会計繰入金につきましては、介護給付費の減額によりまして、それぞれの割合に準じて総額１，１５１万３，０００円を減額をいたしております。

なお、３款２項５目保険者機能強化推進交付金につきましては、３０年度に新たに創設され、５０４万７，０００円の追加をいたしております。

１０ページ、１１ページをお開き願います。

歳出につきましては、２款１項介護サービス諸費につきましては、２，０００万円の減額、３項１目高額介護サービス費につきましては、申請件数の増に伴い５００万円の追加をいたしております。

３款地域支援事業につきましては、財源調整をいたしております。

以上で、議案第２４号から２６号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第２７号及び議案第２８号を続けて御説明いたします。

議案第２７号平成３０年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第３号）、平成３０年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，０６７万４，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億８，１６５万２，０００円とします。２項及び第２条、第３条については記載のとおりです。

本日の提出でございます。

１０から１１ページをお開き願います。

２、歳入ですが、５款一般会計繰入金で１，０６７万４，０００円を減額しております。

次に、１２から１３ページをお願いします。

３、歳出でございます。１款下水道事業費１項管理費で４８７万円の減額、２項施設整備費で３００万円の減額補正をしております。

２款漁業集落排水整備事業費１項管理費で１４０万４，０００円の減額、２項施設整備費で１４０万円の減額補正をしております。いずれの事業も管理費及び施設整備費の精査により減額するものです。

議案第２７号に関する主要事業説明は、別添資料２の３２から３３ページに記載しております。

以上で、議案第２７号の説明を終わります。

続きまして、議案第２８号平成３０年度壱岐市水道事業会計補正予算（第２号）について御説

明申し上げます。

第1条、平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、平成30年度壱岐市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出の第1款水道事業費用では、1,262万4,000円の減額をしています。

第3条、平成30年度壱岐市水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出の第1款資本的支出で700万円の減額をしています。

本日の提出でございます。

8から9ページをお願いします。

収益的支出ですが、水質検査委託料と行政事務委託料等の実績見込みによる減額と管路情報システム保守委託料が不足することから増額等を行い、差し引きで1,262万4,000円の減額となります。

10から11ページをお願いします。

資本的支出ですが、支出で700万円の減額をしており、道路工事等における水道給配水管布設替工事費の実績による執行残分の減であります。

以上で、議案第28号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を2時5分といたします。

午後1時54分休憩

.....

午後2時05分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第29号平成31年度壱岐市一般会計予算について御説明申し上げます。

平成31年度壱岐市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ236億7,000万円とします。第2項につきましては記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものでございます。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1項第1号に定めるものでございます。

本日の提出でございます。

2から5ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の款項の区分の金額につきましては、記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で、平成32年度以降に発生する債務負担行為15件の内容につきましては、記載のとおりでございます。

7ページをお開き願います。

第3表地方債で、平成31年度に借り入れるものの起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。起債限度額の総額は24億830万円でございます。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

16から17ページをお開き願います。

10款地方交付税は、平成26年度から5年間段階的に縮減されてきておりました普通交付税の合併算定替による特例措置が、平成30年度をもって終了し、平成31年度より壱岐市一本での算定となることから、普通交付税82億9,870万円、特別交付税5億3,190万円で、対前年度比5億1,960万円の減としております。

次に、26から27ページをお開き願います。

14款2項1目総務費国庫補助金は、離島活性化交付金でラジオ活用発信・誘客拡大事業や日本遺産関連資料を活用した交流促進事業などの継続事業のほか、島内製造業者に対し製品の移出・移入経費を支援する戦略産品輸送経費支援事業などの新規事業を含め、全15の事業に対する補助金として9,218万8,000円、地方創生推進交付金で壱岐しごとサポートセンターや壱岐市ふるさと商社への運営費補助金、イルカパークの再整備により滞在型観光の促進を図る壱岐島リブートプロジェクト事業などの継続事業のほか、テレワーケーション推進事業、壱岐島リゾートアイランドプロジェクト事業などの新規事業を含め全9事業に対し、2分の1の補助金2億1,627万2,000円を計上しております。

また、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金では、輸送コスト支援事業として、農水産物の出荷等経費に対し、市を通して間接交付される国の補助金について、事業費の60%の補助金1億5,202万2,000円を計上しております。

次に、30から31ページをお開き願います。

15款2項1目総務費県補助金は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金で、雇用機会拡充事業ほか全4事業に対し、事業種別ごとに国50から55%、県10から22.5%の補助率で国費を含めて交付される補助金3億217万5,000円を計上しております。

次に、38から39ページをお開き願います。

17款1項2目指定寄附金でふるさと応援寄附金につきまして、3億5,000万円の見込み額で計上しております。

次に、18款1項1目基金繰入金で、財政調整基金につきましては、財源調整のため4億円を、減債基金につきましては、地方債の償還財源として11億円をそれぞれ計上しております。

また、特定目的基金につきましては、過疎地域自立促進特別事業基金で、しま共通地域通貨発行事業の財源として1億40万円を、ふるさと応援基金につきましては、定住奨励事業や介護人材確保対策事業、いきっこ留学制度助成事業などの財源として総額で2億6,070万円を、合併振興基金につきましては、新たな地域コミュニティ準備事業や安全安心まちづくり交付金、庁舎間イントラ設備システム更新事業などの財源として、総額で7億9,800万円を計上しております。

次に、46から47ページをお開き願います。

21款市債につきましては、全体合計24億830万円で、対前年度比23億4,770万円の減となっております。

まず、1目辺地対策事業債は、市道本村神里線、市道山崎線など9路線の道路改良事業や郷ノ浦堆肥センターの機械器具・車両購入費など全18の事業に対し2億6,500万円を計上しております。

次に、2目過疎対策事業債は、ハード事業分で、市道黒崎線道路改築事業や漁村再生交付金事業、箱崎小学校校舎外壁・屋根改修事業、筒城小学校屋内運動場床改修事業など全17の事業に対し3億8,570万円を計上しております。ソフト事業分で、しま共通地域通貨発行事業、漁業用燃油対策事業など全26事業に対し、基本限度額分2億6,290万円、限度額超え分についても、同額の2億6,290万円、合わせまして5億2,580万円を計上しております。

次に、3目合併特例事業債は、市役所芦辺及び石田庁舎の耐震改修等事業に3億6,560万円を計上しております。

次に、4目臨時財政対策債は、地方交付税総額の不足額を補填するため、国と地方で折半する

ルールに基づき、地方分について各地方公共団体で発行する地方債について5億円を計上しております。

次に、5目商工債は、一般補助施設整備事業で、壱岐島リゾートアイランドプロジェクト事業及び壱岐島リゾートプロジェクト事業のハード事業分に7,540万円を計上しております。

次に、6目土木債では、自然災害防止事業で4つの地区の急傾斜地崩壊対策事業に2,410万円を、公営住宅建設事業で古城団地及び大久保団地の改修事業に1億5,170万円を計上しております。

次に、7目消防債は、緊急防災・減災事業で芦辺地区第1分団の格納庫新築工事などに1億620万円を、防災基盤整備事業で防災行政無線の屋外拡声子局4カ所の更新事業に880万円を計上しております。

次に、歳出について説明いたします。

歳出につきましては、別紙資料3の平成31年度当初予算案概要の主要事業の中から主な内容について御説明いたします。

別紙資料3の3から4ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費、まちづくり協議会設置事業は、地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、壱岐市自治基本条例に基づくコミュニティ活動を展開するため、まちづくり協議会を設立し、協働によるまちづくりを推進するものとして、4,677万7,000円を計上しております。

次に、本庁舎建設基金積立金5,000万円は、将来の本庁舎建設に要する経費に充てるため、基金の積み立てを行うものでございます。

5から6ページをお開き願います。

2款1項5目財産管理費、庁舎整備費4億300万円は、市役所庁舎耐震改修基本計画に基づき、平成30年度に引き続いて芦辺庁舎と石田庁舎それぞれ耐震改修等を行うものでございます。

7から8ページをお開き願います。

2款1項6目企画費、自治体SDGsモデル事業は、昨年8月末に策定した壱岐市SDGs未来都市計画書に基づき、主にIoTやAIを活用したスマート農業の実証実験によるデータ収集・分析を行うとともに、環境、経済、社会の3つの側面で統合的に事業を展開することにより、2030年の壱岐市の将来像の実現につなげる取り組みとして、3,764万3,000円を計上しております。

次に、13から14ページをお開き願います。

同じく2款1項6目企画費、テレワーケーション推進事業は、地方創生推進交付金を受けて実施する新規事業で、テレワークセンターやシェアハウスを活用し、仕事と遊び方改革による働き

方の多様化や、自然の中で働くことの魅力を発信することで、交流人口の拡大や移住促進につなげるものとして、まち・ひと・しごと創生補助金で2,000万円を計上しております。

次に、17から20ページにかけましては、2款1項13目国境離島振興費として滞在型観光促進事業で、COZIKIプロジェクト、御朱印めぐりプロモーションの2事業合計で3,300万円、離島航路・航空路運賃低廉化事業で5,300万円、離島輸送コスト支援事業で農産物及び水産物の合計で2億269万6,000円、創業事業拡大支援事業雇用機会拡充事業で3億円など、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業で総額6億1,957万9,000円を計上しております。

次に、25から26ページをお開き願います。

3款民生費1項5目介護保険事業費、地域密着型サービス等整備助成事業費補助金は、第7期介護保険事業計画に基づき認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者を公募・選定し、グループホーム施設の開設に係る費用に対し、県からの100%の補助を交付する事業で、4,317万8,000円を計上しております。

次に、31から32ページをお開き願います。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費、健診センター建設事業は、施設建設用地の取得費及び測量、開発許可申請業務などの経費につきまして、4,466万4,000円を計上いたしております。

次に、35から36ページをお開き願います。

4款1項3目環境衛生費、火葬場管理費は、現施設の解体工事及び駐車場等外構工事、進入道路の改良工事に係る設計業務について、1,343万7,000円を計上しております。

次に、4目病院費、長崎県病院企業団負担金4億7,848万1,000円は、長崎県病院企業団負担金要綱に基づく本部及び壱岐病院運営経費に係る負担金でございます。

次に、45から46ページをお開き願います。

5款農林水産業費1項4目畜産業費、壱岐牛ブランドPR発信事業は、主要な特産品の一つである壱岐牛について、福岡圏域を主にラジオ、テレビによる年間を通じたPR発信を展開し、さらなるブランド化の推進による消費・流通の拡大を図るため、離島活性化交付金を活用して行う新規事業で、542万2,000円を計上しております。

47から48ページをお開き願います。

同じく5款1項4目畜産業費、堆肥センター管理費で石田堆肥センターのトラックスケール及び軽トラックの更新費用として508万7,000円を、第2堆肥センター管理費で郷ノ浦堆肥センターのタイヤショベル及び袋詰め機械、1トントラックの更新費用として、2,206万2,000円をそれぞれ計上しております。

次に、５７から５８ページをお開き願います。

５款３項２目水産業振興費、漁業用燃油対策事業は、漁業用燃油の高騰に伴う沿岸漁業の窮状を鑑み、漁業経営の安定と水産物の安定供給を維持するため、漁業用燃油の購入に対し１リットル当たり１０円を補助するもので、７,０７６万５,０００円を計上いたしております。

次に、６５から６６ページをお開き願います。

６款商工費１項２目商工振興費、戦略産品輸送経費支援事業につきましては、歳入のほうでも説明いたしましたとおり、離島活性化交付金を受けて実施する新規事業で、焼酎や衣服、寝具などを製造する島内業者に対し、製品の移出及び原材料の移入に係る海上輸送費に対する補助として、６,６４０万円を計上しております。

６７から６８ページをお開き願います。

６款１項４目観光費、壱岐島リゾートプロジェクト事業につきましては、平成３０年度から地方創生推進交付金を受けて実施する継続事業で、イルカパークの再整備を中心とした滞在交流型観光への転換を図り、既存の観光資源や体験メニューを磨き上げ、島全体の産業が連携し循環する仕組みを構築するものとして、１億４,０００万円を計上しております。

次に、壱岐島リゾートアイランドプロジェクト事業は、地方創生推進交付金を受けて実施する新規事業で、急速に進行する高齢化や人口流出など、離島が抱える構造的な課題の解決に対し、島内観光サービスの質の向上を図ることにより、地域の稼ぐ力を引き出すことで、島全体の経済の浮揚に向け、官民協働・連携して取り組むものとして、まち・ひと・しごと創生補助金で１億４,０００万円を計上しております。

次に、７３から７６ページにかけまして、７款土木費２項３目道路橋梁新設改良費は、補助事業、社会資本整備総合交付金事業で、住吉湯ノ本線改築事業ほか全５路線と５年に１回の道路ストック点検を含め３億３,３９０万円、単独事業で前目１号線ほか全１７路線の継続事業に１億１,０００万円、辺地過疎債の起債事業で谷江本線改良事業ほか全８路線に２億５９０万円を計上しております。

次に、８１から８２ページをお開き願います。

８款消防費１項１日常備消防費で消防署郷ノ浦支署の消防ポンプ自動車の購入費として、３,８５０万２,０００円を計上しております。

８３から８４ページをお開き願います。

８款１項３目消防施設費で、消防団芦辺地区第１分団格納庫建設事業として、測量及び管理業務新築工事費、現施設の解体工事を含めまして、４,６６９万５,０００円を計上しております。

また、消防団の小型動力ポンプ３台の更新で８０１万６,０００円、積載車３台、ポンプ車１台の更新で３,９９０万円を計上しており、そのうち積載車の１台分にふるさと応援寄附金を

充当しております。

８５から８６ページをお開き願います。

９款教育費１項２目事務局費、学校施設整備基金積立金は、将来の学校施設の整備に要する経費の財源に充てるため基金を設置するもので、１億円を計上しております。

次に、２項１目小学校管理費は、箱崎小学校の体育館外壁・屋根改修工事及びグラウンド改修工事、筒城小学校の体育館床改修工事など合計で１億３,９４１万５,０００円を計上しております。

８７から８８ページをお開き願います。

９款３項１目中学校管理費は、芦辺中学校のテニスコート整備工事、また、現芦辺中学校の校舎解体工事の合計で７,９２６万円を計上しております。

次に、９３から９４ページをお開き願います。

１０款災害復旧費につきましては、平成３０年度補正予算（第７号）でも説明しましたとおり、平成３０年発生 of 農地及び農業用施設の現年災については、全額平成３１年度の補助対象事業として取り扱うこととなったため、平成３０年度予算から組み替えて計上するもので、１億８,５９５万８,０００円としております。

以上が歳出の主な内容でございます。

そのほか基金の状況、見込みについては資料の１０１ページに、地方債の状況に関する調書は１０２ページに記載のとおりでございます。

以上で、議案第２９号平成３１年度壱岐市一般会計予算について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第３０号から３２号までを続けて説明させていただきます。

議案第３０号平成３１年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について御説明いたします。

平成３１年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４０億４,１９１万１,０００円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９,８９１万９,０００円と定める。２項については記載のとおりでございます。

一時借入金、第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入最高額は、２億円と定める。

歳出予算の流用、第３条については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者健康保険税は、6億7,775万6,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

4款1項1目保険給付費等交付金につきましては、29億2,276万9,000円を計上いたしております。

6款1項1目一般会計繰入金につきましては、法定分として総額2億9,771万6,000円を計上いたしております。

12ページ、13ページをお開き願います。

6款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、県に納付する国民健康保険事業費納付金の増加等による歳入不足を補うため、8,000万円を計上し、7款1項1目その他繰越金につきましては、5,991万6,000円を計上いたしております。

16、17ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項総務管理費については、事務的経費をそれぞれ計上いたしております。

18ページ、19ページをお開き願います。

2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、24億2,605万円を計上しております。

20、21ページをお開き願います。

2款2項1目一般被保険者高額療養費につきましては、4億49万3,000円、4項1目出産育児一時金につきましては、42万円の30人分を1,260万円、3款1項1目医療給付費は、8億644万5,000円を計上いたしております。

22、23ページをお開き願います。

3款2項1目後期高齢者支援金として2億911万3,000円、3項1目介護納付金として8,807万6,000円を計上いたしております。

5款保険事業費につきましては、都道府県化後においても、国民皆保険制度を支える国保の財政安定のため、引き続き保険事業を推進し、医療費の適正を図るため、特定健康診査及び特定保健指導の事業費を記載のとおり計上いたしております。

次に、診療施設勘定について御説明いたします。

38、39ページをお開き願います。

診療施設勘定の歳入については、1款診療収入として6,376万3,000円、3款2項一般

会計繰入金は、診療収入の減少に伴う歳入不足を補うため、3,421万3,000円を計上いたしております。

42、43ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項総務管理費として、9,791万9,000円を計上いたしております。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

続きまして、議案第31号平成31年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成31年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,167万7,000円と定めます。2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険につきましては、1億9,511万円、4款1項一般会計繰入金は、一般事務費と広域連合に納める事務費と保険基盤安定分の繰入金を合わせまして、1億3,397万8,000円を計上いたしております。

続きまして、12、13ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項総務管理費は、事務的な経費を計上いたしております。

2款1項後期高齢者広域連合納付金といたしまして、3億2,632万6,000円を計上いたしております。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

続きまして、議案第32号平成31年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成31年度壱岐市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億8,195万7,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,239万円と定める。2項につきましては記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項に規定する一時借入金の借入最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用、第3条につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目第1号被保険者保険料といたしまして、特別徴収、普通徴収、滞納繰越分を合わせまして6億1,703万円。

3款1項1目国庫負担金につきましては、歳出、介護サービスに対応するもので5億5,393万8,000円を計上いたしております。

3款2項国庫補助金の1目調整交付金は、3億416万6,000円、2項3目の地域支援事業交付金につきましては、合わせて8,455万9,000円を計上し、4目保険者機能強化推進交付金は、500万円を計上いたしております。

4款1項支払い基金交付金については、9億400万5,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

5款1項介護給付費負担金につきましては、5億228万8,000円。

7款1項一般会計繰入金につきましては、介護給付費、介護予防事業費、包括任意事業費、事務費といたしまして、それぞれ一定のルールに基づいて繰り入れており、5億144万9,000円を計上いたしております。

2項基金繰入金は、給付費準備基金から498万1,000円を計上いたしております。

14ページ、15ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、事務的経費134万2,000円を計上いたしております。

16、17ページをお開き願います。

2款1項介護サービス諸費につきましては、30億3,672万円を計上いたしております。

18、19ページをお開き願います。

2款3項高額介護サービス費は、7,920万円。

3款1項介護予防生活支援サービス事業費については、1億9,132万9,000円を計上いたしております。

20ページ、21ページをお開き願います。

3款2項1目一般介護予防事業費は、要介護にならないようにするための介護予防把握事業、2次予防指導事業、介護予防普及啓発事業などの費用3,718万7,000円を計上いたしております。

22ページ、23ページをお開き願います。

3款3項1目包括的支援事業・任意事業は、9,361万2,000円を計上いたしております。

40、41ページをお開き願います。

介護サービス事業勘定の歳入についてでございます。

1款1項予防給付費収入は、要支援1、2と認定された方と総合事業利用者の方へのサービス

プラン作成についての居宅支援サービス計画費収入といたしまして3,235万2,000円を計上いたしております。

歳出について御説明いたします。

歳出につきましては、1款1項総務管理費は、事務的経費として2,755万6,000円を計上し、2款1項居宅介護支援事業費は、事務雇い賃金と島外在住対象者に係るケアプラン作成業務委託料を計上いたしております。

以上で、議案第30号から32号までの説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第33号平成31年度壱岐市下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成31年度壱岐市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,387万1,000円と定めます。2項及び第2条並びに第3条は、記載のとおりです。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3億円と定めます。

第5条は記載のとおりです。

本日の提出でございます。

10から11ページをお願いします。

2、歳入でございます、2款使用料及び手数料の1目下水道使用料は、現年度分の公共下水道と漁業集落分の6,159万4,000円を見込んでおります。

3款国庫支出金は、公共下水道事業費補助金を、4款県支出金は、漁業集落排水整備事業費補助金等を計上しております。

12から13ページには、8款市債として、公共下水道事業の分を計上いたしております。

14から15ページには、3、歳出として、1款下水道事業費の1目一般管理費を、16から17ページには、2目施設管理費として、13節委託料に施設管理業務費などを計上いたしております。

18から19ページには、2項1目施設整備費の15節工事請負費は、インフラ等整備工事費として大谷地区の污水管布設工事を計画いたしております。

20から21ページには、2款漁業集落排水整備事業費1項1目一般管理費を掲載しており、

1 9 節負担金補助及び交付金として、下水道加入に伴います補助金などを、2 目施設管理費の1 3 節委託料は、山崎、恵美須、芦辺の施設管理業務費などを計上しております。

2 2 から2 3 ページをお願いします。

2 項1 目施設整備費の1 3 節委託料は、施設の老朽度の調査を行い、機能保全計画書の策定業務費などを計上しております。

2 5 から2 9 ページは給与費明細書を、3 0 から3 1 ページは債務負担行為の限度額を記載しております。

議案第3 3 号に関する主要事業説明は、資料3 の9 9 から1 0 0 ページに記載しております。

以上で、議案第3 3 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第3 4 号平成3 1 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成3 1 年度壱岐市の三島航路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1 億1, 6 5 2 万1, 0 0 0 円と定める。第2 項は記載のとおりでございます。

第2 条、一時借入金、一時借入金の借り入れの最高額は、5, 0 0 0 万円と定める。

本日の提出でございます。

8 ページ及び9 ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

1 款使用料及び手数料1 項使用料1 目船舶使用料でございますけれども、本年度は2, 2 1 8 万8, 0 0 0 円を計上いたしております。平成3 0 年度と比較しますと、4 9 万6, 0 0 0 円減少しておりますが、これは平成2 9 年4 月1 日からの有人国境離島法施行に係る運賃低廉化に伴いまして、島民皆様の経済的負担緩和と利便性の向上につながっているものと捉えておりますけれども、三島地区の人口は年々減少傾向にありますので、乗船運賃の減少を見込んでおります。

次に、2 款国庫支出金及び3 款県支出金につきましては、国庫補助金は4, 8 2 3 万2, 0 0 0 円、県補助金は1, 4 1 4 万5, 0 0 0 円を計上しております。

1 0 ページ及び1 1 ページをお開き願います。

歳出について御説明を申し上げます。

1 款運航費1 項運航管理費1 目一般管理費でございますけれども、これにつきましては経常的な経費でございます。船員関係については、海事職員4 人、嘱託職員2 人の人件費を計上いたし

ております。

次に、12ページ及び13ページをお願いいたします。

27節公課費でございますけれども、これは消費税納付金でございます、簡易課税に基づくものでございます。2目業務管理費でございますが、これも経常的なものであり、11節需用費の修繕料につきましては、主に中間検査とドックに係る修繕料でございます。また、14節使用料及び賃借料でございますけれども、これはドック検査に入ったときに係る臨時船の用船料でございます。

次に、2款公債費でございますけれども、これは平成14年度に建造いたしましたフェリーみしまに係る公債費の償還が平成29年度で終了いたしましたので、一時借入金利子のみを計上させていただきます。

以上で、議案第34号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 議案第35号平成31年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について御説明いたします。

平成31年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,233万9,000円と定める。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

5ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の総括表、歳入の部でございます。歳入合計1億2,233万9,000円、前年度と比較しますと、885万1,000円の増額となっております。

6ページ、7ページには、歳出の部の事項別明細書を記載いたしております。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料1項1目使用料6,457万8,000円は、機械使用料の収入でございます。前年度までの実績を考慮いたしまして、183万8,000円を減額いたしております。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金は、195万9,000円でございます。嘱託職員1名分の人件費の2分の1を一般会計より繰り入れる予定でございます。また、減価償却基金繰入金1,258万9,000円は、トラクター及びトラクター作業用のアタッチメント購入のための繰り入れを予定いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

5款諸収入2項1目受託事業収入4,300万円は、環境管理等の業務委託収入でございます。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款総務費1項1目一般管理費1億2,228万8,000円で、前年度と比較いたしますと885万1,000円の増額になっております。主にトラクター及びトラクターアタッチメントの備品購入費に伴うものでございます。

16ページには、給与費明細書を記載いたしております。

以上で、議案第35号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第36号平成31年度壱岐市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

第1条、平成31年度壱岐市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は記載のとおりです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

収入、第1款水道事業収益は8億7,331万9,000円、支出、第1款水道事業費用は8億5,737万9,000円です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

2ページをお願いします。

収入の第1款資本的収入は1億9,046万6,000円、支出の第1款資本的支出は3億5,690万7,000円です。

第5条から第7条は記載のとおりです。

本日の提出でございます。

4から7ページには、予算の実施計画書として収益的収入及び支出と資本的収入及び支出を掲載しております。

8ページには、業務活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引いて手元に残る資金の流れをあらわすキャッシュフロー計算書を、9から11ページには、職員の給与費明細書を記載しております。

14から21ページには、平成30年度末と平成31年度末の予定損益計算書と予定貸借対照表を記載しております。

15ページには、注記としまして、固定資産の減価償却の方法や引当金の計上方法などを記載

しております。

22ページをお願いします。

平成31年度の予算実施計画明細書の収益的収入及び支出の収入でございまして、1款水道事業収益1項1目給水収益は、現年度分の水道料金として5億4,767万9,000円を見込んでおります。

2項営業外収益は、長期前受金戻入などを計上いたしております。

24ページをお願いします。

支出でございまして、1款水道事業費用1目原水及び浄水費は、水質検査委託料や水道施設の電気料などを計上しております。2目配水及び給水費は、6節委託料に水道検針業務や漏水調査等を、8節修繕費は水道施設修繕費などを計上しております。

26から27ページには、4目減価償却費などを記載しております。

28から29ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。

1款資本的収入ですが、1目他会計からの出資金を計上しております。2項工事負担金は、道路改良工事などに伴う水道管布設替補償費を計上しております。

29ページの1款資本的支出は、1項建設改良費に夏場の水不足を解消するため、郷ノ浦浄水場前処理機改良工事9,671万4,000円を、給配水管布設替工事の経費として3,228万6,000円を計上しております。

2項資産購入費は、量水器や量水ボックスの購入費534万3,000円、及び給水車の購入費として1,933万8,000円を計上しております。

3項企業債償還金は、これまでの建設改良等に伴う企業債償還金を2億322万6,000円を計上しております。

以上で、議案第36号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで市長提出議案の説明が終わりました。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月7日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後2時58分散会
